

目 次

第1号（12月15日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第40号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）	6
議案第41号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	18
議案第42号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	18
議案第43号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	19
議案第44号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	20
議案第45号 津奈木町税条例等の一部改正について	21
議案第46号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について	22
議案第47号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	23
議案第48号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	23
議案第49号 津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 について	24
議案第50号 つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定について	25
議案第51号 つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定について	26
同意第2号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	27
同意第3号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	28

散 会	2 8
-----------	-----

第2号（12月16日）

議事日程	2 9
本日の会議に付した事件	2 9
出席議員	2 9
欠席議員	2 9
事務局職員出席者	2 9
説明のため出席した者の職氏名	2 9
開 議	3 3
一般質問	3 3
5 番 上村 勝法君	3 3
3 番 宮嶋 弘行君	3 6
1 番 大川 貴哉君	4 4
2 番 新立 啓介君	4 9
散 会	5 4

第3号（12月17日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
説明のため出席した者の職氏名	5 6
開 議	6 0
一般質問	6 0
4 番 本山 真吾君	6 0
7 番 久村 昌司君	7 3
6 番 澤井 静代君	7 9
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1

議案第52号	令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）	9 2
閉	会	9 4
終	了	9 5
署	名	9 6

津奈木町告示第81号

令和3年第4回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和3年12月15日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

大川 貴哉君	新立 啓介君
宮嶋 弘行君	本山 真吾君
上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	柳迫 好則君
村上 義廣君	川野 雄一君

○12月16日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第4回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和3年12月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和3年12月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第41号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第42号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第43号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第44号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第45号 津奈木町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第51号 つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定について
- 日程第16 同意第2号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 同意第3号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第5 議案第41号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第42号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第43号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第44号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第45号 津奈木町税条例等の一部改正について
日程第10 議案第46号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11 議案第47号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第48号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第49号 津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第50号 つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定について
日程第15 議案第51号 つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定について
日程第16 同意第2号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第17 同意第3号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（10名）

1 番	大川 貴哉君	2 番	新立 啓介君
3 番	宮嶋 弘行君	4 番	本山 真吾君
5 番	上村 勝法君	6 番	澤井 静代君
7 番	久村 昌司君	8 番	柳迫 好則君
9 番	村上 義廣君	10 番	川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	久村 庄次君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） おはようございます。ただいまから令和3年第4回津奈木町議会定例会を開会を致します。

第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私共に御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、令和3年度補正予算並びに条例の一部改正など多数の案件が上程されております。議案の内容等につきましては、後ほど詳しい提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。議員各位には、綿密、周到な御審議を賜り、適正妥当な議決になりますようお願い申し上げ、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第4回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席賜り、誠にありがとうございました。

今年も12月中旬となり、朝夕の気温も下がり、冬らしい季節になってまいりました。併せて空気も乾燥しているところから、全国で人命を奪う火災も多く発生しています。町民の皆様には、年末年始に向け、火の取扱いには十分注意していただきたいというふうに思います。

新型コロナの感染状況も、現時点では沈静化していますが、世界ではオミクロン株が猛威を振るっており、日本での再拡大が懸念されているところです。町でも、3回目のワクチン接種がスムーズに行きますよう全力で取り組みたいと思います。

さて、岸田内閣も順調に滑り出し、オミクロン株に対し、総理自ら入国制限を設け、スピード感を持って水際対策を行うなど、内閣支持率も徐々に上がってきているようでございます。

地元代議士の金子恭之先生も、総理大臣側近となる総務大臣となられ、地方の発展にこれまで以上に貢献されることと期待しているところです。

しかしながら、北京冬季オリンピック・パラリンピックへの外交ボイコット問題や、コロナ対策としての18歳以下への10万円給付、医療費負担増率など、国内外を問わず大きな課題が山積しています。岸田総理の手腕と金子総務大臣の活躍でこの大きな難局を乗り越えられるよう、心から願ってやみません。

さて、本定例会に上程致しました案件は、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、条例の改正、指定管理者の指定等が主なものでございます。十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、宮嶋弘行君、4番、本山真吾君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から12月17日までの3日間との答申を頂いております。よって、本日から12月17日までの3日間と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

9月10日から28日までの19日間、第3回定例会を開催。

10月1日、水俣芦北広域行政事務組合議会が水俣芦北広域行政事務組合多目的ホールで開催され、議長、副議長、出席。

11月12日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長、出席。

12月2日、水俣芦北地域振興財団理事会が津奈木町役場3階大会議室で開催され、議長、出

席。

12月8日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、10月から12月にかけて実施されました例月出納検査の結果報告があっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第40号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第40号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第40号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費の一般管理費では、各種法改正に対応するため、総合行政システム改修委託料を増額致しております。

財産管理費では、庁舎の新型コロナウイルス感染対策としてトイレドア自動開閉化工事費を計上致しております。

企画費では、空き家対策としてリフォーム事業及び家財道具処分等の補助金をそれぞれ申請見込数に合わせて増額致しております。

地域振興費では、ふるさと納税に係る委託先の拡大により返礼品に係る報償費、クレジット決済手数料、推進業務委託料をそれぞれ増額致しております。また、定住促進事業補助金を申請見込数に合わせて増額致しております。

諸費では、こども議会の提案を受け、防犯灯の新設に係る費用を増額致しております。

民生費の障害者福祉費では、障害福祉サービス費等においてサービス利用の増加により増額致しております。

児童措置費では、国において年内支給が目標とされた子育て世帯への特別給付金支給に係る費用をそれぞれ計上致しております。

衛生費の保健衛生総務費では、職員の育児休業に伴い人件費を減額致しております。

予防費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る接種費用及び体制確保に係る費用をそれぞれ増額致しております。

農林水産業費の農業振興費では、新規就農者の増加により育成支援事業補助金を増額致しております。

商工費では、新型コロナウイルス対策として、時短要請協力負担金及び小規模事業者総合支援補助金をそれぞれ増額致しております。

土木費の土木総務費では、残土処理場の作業工程追加により管理業務委託料を増額し、大規模盛土造成地5か所に係る変動予測調査費用を計上致しております。

橋梁維持費では、町道男島線の男島2号橋補修工事の設計変更に伴う追加費用を増額致しております。

河川総務費では、男島南樋門の老朽化対策緊急事業の事業費追加に伴う県負担金を増額し、急傾斜地崩壊対策施設補修事業の事業費追加により県負担金を増額致しております。

住宅建設費では、町営住宅上原団地の老朽化に伴う移転補償費を計上致しております。

災害復旧費の治山施設災害復旧費では、中尾の金山地区の治山事業における事業費の追加に伴い、復旧工事費を増額致しております。

その他公共施設災害復旧費では、旧平国小学校のり面崖崩れ対策に伴う支障木伐採業務委託料を計上し、工事費を増額致しております。

河川災害復旧費では、津奈木川及び中尾川に係る災害復旧工事費を計上致しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の民生費国庫負担金では、過年度分の子供のための教育・保育給付費の確定に伴い、負担金を計上致しております。

衛生費国庫負担金では、新型コロナワクチン接種に係る負担金を増額致しております。

総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応のための事業所支援に係る地方創生臨時交付金を増額致しております。

民生費国庫補助金では、子育て世代への臨時特別給付金の給付に係る補助金を計上致しております。

衛生費国庫補助金では、新型コロナワクチン接種体制確保のための補助金を増額し、健診情報とマイナンバーとの連携事業に係る疾病予防対策事業費等補助金を計上致しております。

土木費国庫補助金では、橋梁長寿命化事業に係る社会資本整備総合交付金を増額し、大規模盛土造成地変動予測調査に係る社会資本整備総合交付金を計上致しております。

県支出金の総務費県補助金では、新型コロナウイルス感染症対応のための総合交付金を増額致しております。

民生費県補助金では、対象児童の増加により多子世帯子育て支援事業補助金を増額致しております。

災害復旧費県補助金では、単県治山自然災害復旧事業の事業費枠の減額に伴い補助金を減額し、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の事業費追加に伴う補助金を増額致しております。

繰入金の基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金を増額致しております。

諸収入の雑入では、水俣・芦北地域振興財団からの水俣病関連による障害福祉サービス費の増加に対する助成金を増額致しております。

第2表 債務負担行為補正は、温泉センター施設及び物産館施設の指定管理委託契約期間満了に伴い、新たに3年間の指定管理委託契約を締結するための限度額を設定するものでございます。

第3表 地方債補正は、治山施設災害復旧事業の県補助金の減額及び事業費追加に伴う増額でございます。

歳入歳出補正総額は、1億4,170万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,860万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は10ページから12ページ、歳出は13ページから20ページです。

歳出から質疑を行います。13ページ、質疑ございませんか。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。13ページ、財産管理費の庁舎トイレドア、工事請負費の庁舎トイレドア自動開閉化工事401万9,000円とありますが、これは、前回も自動水栓のようになっておりますけど、今回は自動ドアということで、どこの場所、全トイレにやるのかどうか伺います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

場所につきましては、1階、2階、3階それぞれの1か所ずつ、3か所の男女トイレ6か所になります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 今トイレ自体ドアになって、スライドじゃなくてですね、今度もまた、こういうドア式の自動ドアということになるんですかね。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

今現在のドア式、これドアなんですけれども、場所がちょっと狭いですから、同じような形、自動で扉が開け閉めする、引き戸ではないということです。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） コロナ関連ということもあって、こういう工事を出されると思いますが、なぜ今の時期なのか。まだほかに、もうちょっとそういうのであれば、ほかに使い道はなかったのかなと思うようなところがありましてですね、その辺をちょっと最後に聞きたいかなと思っています。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） これにつきましては、いろいろ手洗いとか、9月補正で可決いただいたんですけれども、感染症対策ということで、不特定多数の人が訪れる庁舎ということで、今回、上げさせていただいたところです。

財源としましては、県の新型コロナウイルス感染症総合対策交付金というのを使っておりますので、今回、庁舎ということでさせていただいたところでございます。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 3番、宮嶋です。

7番、企画費なんですが、空き家リフォーム事業補助金、空き家家財道具処分等補助金というのを、見込みで予算化されていますけど、この内容はどのようなものになりますか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

空き家リフォーム事業補助金と、それから空き家家財道具処分補助金ですけれども、現在、空き家バンクに登録をされている方で交渉中のものがございまして、今後、契約締結に至った場合に本事業の申請が見込まれますので、その予算を確保するものでございます。リフォーム事業補助金は6件分、それから家財道具の処分等補助金は5件分の見込額を予算計上しているものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今の登録の内容を伺って、これは、結果的に、空き家というのか、町内のやはり持ち家をそういうふうにされるということなんですけど、これは、最終的に貸し借りの状況というのが必要になってくるんだろうしね。そこら辺の確定的な、やはりその流れがしっかり見えないと、何のためにリフォームするのか、何のためにそれを処分するのか、そこら辺をちょっとしっかりと検討してもらわないといけないのかなと思っていますけど、これから、やはりそういうストック、今後、町として空き家リフォーム、そういうことをやっていくことによって、今現在、何件ほどのバンクがあるのかは分かりますか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

今の空き家バンクの登録件数ですけれども、31件ございまして、契約を行っている件数は19件になります。賃貸が10件、それから購入される売買が9件ということで、交渉が残り、この予算要求時は5件でしたが、もう契約が整いまして、現在は契約交渉中が3件でございます。以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） そういう31件もですね、バンクとしてあるということなんですが、町内に在住されて空き家を提供したいと言われる方は、その人たちがある程度維持管理ができるのかなと思うんですけど、結果的に、県外とかいろんな遠方からの、結局、もう我が家がこうやって空き家になっていると、それで一応リフォームしてほしいというような依頼の流れで、これを維持管理というのはどういうふうに、今後、考えていらっしゃるんですか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

この補助金自体リフォームをして、そして5年間は住み続けていただくと。家財道具を処分されましても、3年間はその後もし空き家になっても、登録をし続けていただくというような補助金でございまして、当然、契約が整ってからの補助金を交付することになりますので、売買をされたり、賃貸をされたところには必ずどなたかが住んでいらっしゃるということになりますので、その空き家を解消していることになっているものです。ですから、現在、登録をされたままになって、そのまま交渉も進まないというものもございまして、途中でもう入れていってもなかなか進まないの、登録を解除したいというような方もいらっしゃいます。そういうところは、町のほうが入っていった維持管理をしているわけではございませずに、登録された方、それぞれの所有の方がされているというような状況です。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋君、まとめてください。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） やはりお家というのは、皆さん御存じなんですけど、やはり風を入れたり、やはり換気をしないともう長く維持できないと、そういう状況になりますので、今後、それをどうやってちゃんとした形で維持していけるのか、それもしっかり検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、14ページ、15ページ、質疑ございせんか。14ページ、15ページです。3番、宮嶋弘行君。

○議員（３番 宮嶋 弘行君） １４ページの１２番、諸費で、防犯灯維持管理委託料と。これは、先ほど説明の中にありましたけど、こども議会の質問等を取り入れたということです。すごくいい検討されてもらっているというふうに思っていますけど、どういう形で、今後、設置を検討しているのかをお願いします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

議員おっしゃるとおり、この件に関しましては、１０月に行われましたこども議会において、壊れた外灯や外灯のつかない場所がある。また、通学路を中心に外灯を設置できないかという質問がございました。それで、こども議会が終了後、学校のほうにどこに設置してほしいのか、具体的に教えてくださいというお問合せをしましたところ、具体的な設置場所の提案がありましたので、調査を行い、設置場所の検討を行っております。今回、計上した予算につきましては、町管理の防犯灯、地区と地区の間ですね、町管理の防犯灯を１５か所、それから地区管理、地区内にある防犯灯ですが、この新設を１０か所、設置をするものでございます。

具体的な地区につきましては、川内地区、大泊地区、それから平国下地区の３地区でありまして、いずれも区長さんとは協議が進んでいるということでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ３番、宮嶋弘行君。

○議員（３番 宮嶋 弘行君） 今の流れから防犯灯が増えるということは、本当に防犯のですね、やはりそういう面ではすごく助かるのかなというのを感じています。これは、防犯灯の今、最近、エルディ……。〔「ＬＥＤ」と呼ぶ者あり〕ああ、そう。それになりつつありますので、電気代がですね、すごく要らなくなっているというか、少額でできるという流れになってきています。そういう流れでですね、これは町管理となれば、町が電気代を負担すると。地区管理ならば地区が負担すると、そういうふうに電灯、防犯灯を変えていくことによって、そんなにもう今度は電気代というのが負担ではなくなってくるんじゃないかなと思いますけど、それをですね、よかったらですね、今後はですね、町全体のもうそういう防犯灯はですね、町全体のやはり防犯につながる、いろんな面でやはり必要かなと思いますので、今後、そういうのも含めて、全体的に町がやはり管理していただけたらなと思いますので、そこら辺も前向きに検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 議員おっしゃるとおり、今度、設置する防犯灯につきましては、全てＬＥＤということにしたいと思っています。

電気代なんですが、通常のナトリウム灯と比べますと、約半額ほどになるというふうに聞いております。今後、地区の外灯につきましても、そういうＬＥＤにしたいという要望がございましたら、補助金とかそういうことも考えていかなければならないのかなと思いますが、予算の関係もございます、１基当たり交換するのに３万円から５万円かかりますので、相当、例えば、私の地区でいいますと、３０数基とかありますから、その辺の財源も確保しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） ほかに。１４、１５ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、１６ページ、１７ページ。５番、上村勝法君。

○議員（５番 上村 勝法君） ５番、上村です。１６ページの農業振興費の中で、農業後継者新規就農者育成支援事業補助金とありますが、１６０万ですから、８０万の２名の方が申請され、補助されると思うんですが、大体、どの辺りの場所を借りて、作物とか何をされるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 農業後継者新規就農者育成支援事業補助金ですね、これは、議員が今申し上げたとおり、８０万の２名分を今回計上を致しております。

今回、この２名につきましては、よそからの移住を兼ねてこちらのほうにおいでいただいた果樹経営をされる２名の方を想定しております。機械とかもうほとんどこちらに移住ですので、持っておられませんので、動噴とかそういう機械を購入する予定で計上を致しております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） ５番、上村勝法君。

○議員（５番 上村 勝法君） 作物とかは柑橘農家なんですか。そして荒れた土地なのか、まだまだ手入れしたら十分利用できるような、すぐ後継していただけるような土地なのか、教えていただけますか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） この２名の移住者の方につきましては、両方とも昨年ぐらいまで手入れをされていた果樹園の経営をされていくということで、手入れ的には、１か所につきましては、去年ＪＡのほうに借りて手入れをしておりましたし、その前のもう１か所につきましては、平国のほうで十分手入れをされていた果樹園ですので、かなり有効利用ができる農地であるというふうに思っております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） ５番、上村勝法君。

○議員（５番 上村 勝法君） 引き継がれる方の十分やりやすいような状態と理解致しました。

このあたりの地区では、あんまり新規就農者として断念される方はまだおられないかなと思いますが、ほかの地区で、どうしてもやっぱり、やはり続けられないという事情がある人も多々出てきておられるかと思います。その辺りを長期的に覚悟を持って従事してもらうよう、役場のほう、こちらのほうも厳しい審査というか、その辺りを把握しながら進めていけたらと思っております。よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） １６ページ、１７ページ、ほかにございませんか。４番、本山真吾君。

○議員（４番 本山 真吾君） １７ページの商工費、小規模事業者総合支援補助金、予算が３００万入っておりますけれども、このことについて、詳しく説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けました事業者を支援する補助金になります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しまして、本補助金の新たなメニューと致しまして、ＥＣサイトを活用しました補助金というのを追加するものでございます。コロナ禍で急速に進みますデジタル化社会への変化に合わせましてＥＣサイト等を活用しました販路拡大や販路開拓、また、販売促進に対する費用の一部を支援するものでございます。

具体的には、ＥＣサイト構築や、またＥＣモールへの出店、それから販売促進、キャッシュレス化など、様々なＥＣサイトを活用したメニューを用意しておりますし、ＥＣサイトを活用した送料支援、こういったものも利用できるように制度設計をしております。補助上限としましては５０万円で、６件分の予算を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ４番、本山真吾君。

○議員（４番 本山 真吾君） ちょっと横文字に弱いもんですから。そもそもＥＣサイトとは、どういうことを設定しているのかをちょっと教えてください。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

ＥＣサイトとは、一般的に、インターネットを活用して通販事業を行うようなものになります。以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。６番、澤井静代君。

○議員（６番 澤井 静代君） ６番、澤井です。土木総務費の委託料についてですが、７３５万７,０００円計上されております。これの内容としまして、残土処理場管理業務委託料５０７万円。先ほどの町長の説明では、作業工程増加に伴う予算であるということでした。そして、その

下の大規模盛土造成地変動予測調査委託料228万7,000円、5か所に係る調査費ということでしたが、この内容をもう少し詳しく説明いただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

まず、残土処理場管理業務委託料507万円についてですが、今回、辻のほうに土砂を搬入しますが、災害土砂は水分を多く含んでおりますので、埋立箇所に、再度、ダンプの乗り入れができないため、ブルドーザーによる押土作業工程の費用を追加計上しております。

もう1つ、大規模盛土造成地変動予測調査委託料228万7,000円、盛土面積が3,000平米を超える大規模盛土造成地が本町のほうに5か所ほどあります。5か所につきましては、旧平国小学校、五代産業さんの敷地ですね。それと倉谷工業団地、旧芦北コンクリート内の2か所、計5か所になります。安全性を把握するために造成地の粘土を調べ、現地調査と優先度評価を行い、変動を予測するための調査費を計上しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 残土処理場管理業務の作業ですね、これについては、今回は特別な事情があって追加せざるを得なかったと捉えてよろしいんですね。こういう作業に関しては金額も大きいので、普段、最初、きちんと計画はされると思うんですが、今回は特別ということで捉えていきたいと思います。

また、大規模盛土造成地変動予測調査委託料ですね、これについては、静岡県の熱海市で盛土造成が原因となった土石流が発生しましたが、それに伴う調査なのか、また、調査場所は町有地ばかりではありませんが、これは、今の説明で3,000平米以上ということでしたが、対象地は自治体で実施するということなんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

静岡県で盛土が崩壊しました。今回、岸田政権の経済対策として、本来、補助率のほうが2分の1でしたが、3分の2補助をやるということで、早めに盛土造成地については調査をしてくださいということで申出がありました。もし、大規模盛土が崩れますと、人的被害や財産被害、生活の再建の遅れとか、公共施設の機能を失うことになりますので、早めに実施をするということです。

あと、場所につきましては、公共施設、民地も入っておりますが、まずは現地の調査をして、それが、実際、変動しているのかどうか、そういう調査を行って、その後、今後の対策、例えば、変動が予測されるんだったら、ボーリング調査をするなりそういうことを今回調べて、次のステ

ップに進むための一つの手段として、今回、調査費を計上しております。

○議長（川野 雄一君） 6 番、澤井静代君。

○議員（6 番 澤井 静代君） 6 番、澤井です。説明ありがとうございました。

今回、その変動予測調査となりますが、年数、そこまではまだ決まっていなかったのかもしれませんが、何年に 1 回とか、そういう指示というのはあっているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 何年に 1 回というのはまだ決まっておりますが、まず事前の調査をなさいということでやっております。まずそれから進めたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。8 番、村上義廣君。

○議員（9 番 村上 義廣君） 18 ページのほうに質問したいと思います。

土木費の中で、橋梁維持費の中で工事請負費が 628 万 8,000 円、橋梁長寿命化修繕工事とあります。これはもうずっともうこれでやってきていると思いますが、もう何か所かはやっていると思います。今回の場所はどこなのか。そしてまた、現在、まだやらなければならない橋がどれくらい残っているのかをお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 場所につきましては、干拓のほうにリース会社ハイツカがありますが、その前には男島 2 号線ということであります。その道路部分に男島 2 号橋、ちょうどハイツカの前にあるボックスカルバートがありますが、そちらのほうを、今回、修繕をする予定であります。

あと、今後やる場所につきましては、橋梁につきましては 5 年に 1 回、目視点検を行っておりますので、その結果次第で優先度を決めて、修繕工事をやっていきたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 1 番、大川貴哉君。

○議員（1 番 大川 貴哉君） 1 番、大川です。8 の消防費についてですけれども、消火栓設置工事に 74 万 4,000 円、これどこに設置したのか伺いたいです。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） これにつきましては、後ほど出てきますけれども、水道工事に伴いまして、布設替えに伴いまして同時に施工するということで安く済ませるのですが、場所につきましては、合串福浦線のここは福浦公民館からちょっと入ったところとなります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1 番、大川貴哉君。

○議員（1 番 大川 貴哉君） 1 番、大川です。やはり、この消火栓というのは、水利、火事にとっても水利が大事なもので、このやはり維持管理など、そして設置を多くしていただければと

思っていますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。18ページ、19ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、20ページ、ございませんか。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 2番、新立です。災害復旧費の河川災害復旧費、これ単独事業と
いうことでありますけれども、何か所されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 箇所数につきましては、倉谷地区の津奈木川2か所、それと中尾川
4か所の河川災害復旧工事を行う予定です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 災害復旧6か所ということですが、私も、当時、職員で
おりましたので、調査に回りました。かなりやらなければいけない箇所があったかと思
います。今後、そういう場所について、引き続き予算化して工事をされるのかお伺い
したいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 今回、予算要求している場所につきましても、河川災害の補助工
事に合わせて実施するものです。今後も、災害復旧の補助事業の場所と併せて、単
独で予算を組みながら実施をしていきたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 全体的に歳出での質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。10ページ、11ページです。歳入の質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳入のほうの第2表 債務負担行為補正ということについて、
5ページですね。これに質疑ございませんか。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 債務負担行為補正ですね。今までは指定管理委託料に関しては、
年300万だったと思うんですね。それがこの計算でいきますと、500万に上がっているとい
うことですので、その根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 物産ギャラリーの指定管理委託料の件だと思うんですが、これ
までは300万で指定管理委託料を設定しておりましたが、平成28年から令和2年まで、この

5年間の経常利益といいますか、物産ギャラリーの利益を見ましたときに、マイナス467万2,000円という、5年間での平均が出ておりました。

また、コロナの影響ですとかも大きくて、まだまだ今後も、四季彩もそうなんですけれども、物産ギャラリーも、今後、経営が難しいだろうということで、今回、町のほうでは、その平均額から500万という設定を致しまして、また、5年間での債務負担をこれまでは設定してきましたけれども、今回は、四季彩も物産ギャラリーにつきましても今後の見通しがなかなかコロナの状況、また災害の状況も厳しいだろうということで、短い期間で見直しをしていくという方針に変更致しまして、3年間での設定にさせていただきます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 何回も申し上げていますが、物産ギャラリーにつきましては、当初、私も携わった経緯がありますので煩惱があります。その中で、今、各行政で進められている今の形での運営ですね、町が建物を造って指定管理者にお願いをしてというその実態、業績というものがどこの自治体でも悪化をしている、大きな問題になってきているのは皆さん御存じだと思うんですね。うちの場合も、今後、いろんなことが考えられますので、そういう思いもあらわれて5年から3年にされたんだらうなというのは思っておりますが、本当にこれは真剣にみんなで考えながら、どのように、今後、運営をしていく、運営といいますか、その方向性を定めていくのかというのがすごく大事になって来ると思いますので、大きな課題として捉えていけたらと思いますので、執行部も議会も一緒になって取り組めたらと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それではですね、次のページの地方債の補正に何か質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳入の質疑はなしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第41号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第41号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第41号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前年度の国民健康保険診療報酬等の確定に伴い、歳入の一般被保険者返納金等を計上するためのものです。

歳入歳出補正総額は450万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,950万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第42号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第42号令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４２号令和３年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和２年７月豪雨災害に伴う保険料の減免額の確定に伴い、歳出の保険料還付金等を計上するためのものでございます。

歳入歳出補正総額は５０万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ９，０３０万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入６ページ、歳出７ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号令和３年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第４３号 令和３年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（川野 雄一君） 日程第７、議案第４３号令和３年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４３号令和３年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

歳出では、簡易水道事業費で、町道町原線及び合串福浦線の道路改良工事に合わせ、老朽管布設替工事を行うための工事費を計上致しております。

第2表 地方債補正は、簡易水道事業の事業追加に伴う増額でございます。

歳入歳出補正総額は400万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億500万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第44号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第44号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、居宅介護サービスの利用者の増加により、給付費及び計画給付費を増額するためのものでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,250万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで、新型コロナウイルス感染症に対する対策のため、議場内の換気を行うために5分間休憩を致します。開始は11時5分からしたいと思います。

暫時休憩を致します。

午前10時58分休憩

午前11時06分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9．議案第45号 津奈木町税条例等の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第45号津奈木町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第45号津奈木町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

令和3年度において、津奈木町税条例等について、総務省が作成している市町村税条例との比較対象調査を行いました。この調査により、準則との不一致箇所を修正するための一部改正案を作成したので本条例を改正する必要があるとございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４５号津奈木町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

日程第１０．議案第４６号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１０、議案第４６号津奈木町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４６号津奈木町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の掛金の見直しと合わせ、出産育児一時金の支給額を見直す必要があるため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号津奈木町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

日程第１１．議案第４７号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１１、議案第４７号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４７号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の交付に伴い、当該基準に従い、同様の措置を講ずる必要があるため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

日程第１２．議案第４８号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１２、議案第４８号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４８号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の交付に伴い、当該基準に従い、同様の措置を講ずる必要が

あるため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

日程第１３．議案第４９号 津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１３、議案第４９号津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４９号津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

共同調理室の改修工事が完了し、調理台の電子化、ランチルームの増設及び空調機器の設置に伴い、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４９号津奈木町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は原案のとおり可決しました。

日程第１４．議案第５０号 つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定について

○議長（川野 雄一君） 日程第１４、議案第５０号つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第５０号つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

つなぎ物産ギャラリーの管理運営につきまして、津奈木町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、一般財団法人津奈木町地域振興公社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。４番、本山真吾君。

○議員（４番 本山 真吾君） ４番、本山です。この議案第５０号についてなんですけれども、そもそも指定管理者というものが、運用するに当たって、補助をやはり入れないと難しいということとされているんですけれども、指定を、管理者を、要するに、補助を出す側ともらう側が町長が兼任をされるといいですかですね、そういう感じでしてあります。勉強会等でその話もちよっと出たんですけれども、ちょっと立場上、出し手も受け手も一緒というのはまずおかしいんですが、法律上は構わないという話だったので、この件については、おかしくないちゅうなんなんなんですけれども、せめてこの３年間のこの期間ですね、町長がどのように運営をするのか、できれば指定管理に関わる補助も右肩上がりのようにだんだん増えていくんですけれども、その解決策というプランはお持ちなのかをちょっとお聞かせ願えればと思います。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩致します。

午前11時17分休憩

午前11時32分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この議案に対しましては、町長として議案を提出しておりますが、その物産ギャラリーの今後の運営、長としてどういう立場なのかとか、どういうお考えかということですね。町長としては、やはり町おこしのための非常に重要な施設でございますので、一生懸命頑張ってください、経営を黒字にできるようにぜひお願いしたいというふうに思います。赤字が続きますとは、どういう、経営で行っているのか、それを検討しながら、今後また3年後とか、そういうふうに協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号つなぎ物産ギャラリーの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第51号 つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定について

○議長（川野 雄一君） 日程第15、議案第51号つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第51号つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

つなぎ温泉四季彩の管理運営につきまして、津奈木町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、一般財団法人津奈木町地域振興公社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号つなぎ温泉「四季彩」の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

日程第16. 同意第2号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 日程第16、同意第2号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第2号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

津奈木町固定資産評価審査委員会は3名で構成され、任期は3年でございます。このうち濱田久米男氏が12月19日をもって任期満了となるため、引き続き委員をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方、挙手願ひ

ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17. 同意第3号 津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 日程第17、同意第3号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第3号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

津奈木町固定資産評価審査委員会は3名構成され、任期は3年でございます。このうち北岡あつむ氏が12月19日をもって任期満了となるため、引き続き委員をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号津奈木町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれにて散会します。お疲れでございました。

午前11時39分散会

令和3年 第4回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和3年12月16日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和3年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1 番 大川 貴哉君	2 番 新立 啓介君
3 番 宮嶋 弘行君	4 番 本山 真吾君
5 番 上村 勝法君	6 番 澤井 静代君
7 番 久村 昌司君	8 番 柳迫 好則君
9 番 村上 義廣君	10 番 川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	久村 庄次君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

令和3年第4回定例会

一般質問通告表（令和3年12月16日（木）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	上村 勝法	①グラウンドゴルフ場の整備と今後の競技普及について	①近年、新型コロナにより人と人との触れ合う機会が少なくなるとともに、運動不足になりがちとなっている。 体力と健康を維持するため、グラウンドゴルフ場の整備を充実することはできないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②グラウンドゴルフを、町民体育祭の種目の一つとして、採用することはできないか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
2	宮嶋 弘行	①染竹地区の定住促進住宅について	①染竹地区に建設が進められている定住促進住宅は、年度内に完成予定となっている。 本年6月定例会の一般質問において、上原団地の入居を希望する住民の方に対して、納得がいただけるよう移転説明を行っていただくことを要望していたが、住民説明は実施されたのか。 また、説明が実施されている場合、どのような内容だったのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②定住促進住宅が新しくなることで、家賃が上がるのが想定されるが、どのような家賃設定となるのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③町の大きな課題である人口減少への対応策として、様々な施策を実施されているが、「住みたくなる町づくり」として、町営住宅の環境を良くすることは、大きな影響があるものと思われる。 今後の町営住宅に関する考えを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②つなぎ温泉四季彩の水風呂について	①水風呂に入れている水は、どこから入水しているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

			②利用者から、夏場の水風呂はぬるま湯になっていると、不満の声が聞かれる。近隣の温泉施設に比べても満足できるものではなく、利用者の声を聞き、改善できないか。	町長 及 び 担 当 課 長
3	大川 貴哉	①町有地の管理について	①内野地区の町有地は、草刈り等の手入れがなく管理ができていない。各地区にも同様の個所があると思われるが、どのように管理されているのか。	町長 及 び 担 当 課 長
			②作業員を増やしたり、各地区からの要望を受け入れるなど、これまで以上に計画的な維持管理が必要ではないか。	町長 及 び 担 当 課 長
		②津奈木保育園の風雨対策について	①保育園の園児室やテラスで雨漏り個所があると聞いている。対策を行う予定はないのか。	町長 及 び 担 当 課 長
			②風雨の際は、中廊下が雨で濡れてしまうため、外気や雨が入らないよう、中廊下を設置することはできないか。	町長 及 び 担 当 課 長
		③防災士について	①町内に日本防災士機構が認定する防災士は、どのくらいいるのか。	町長 及 び 担 当 課 長
			②防災士は、災害対策に必要な知識を持ち、負傷者の救護、避難所の運営・炊き出しなどの技術を持っていることから、有事の際に行政の負担軽減が見込まれる。 町で、防災士を増やす取り組みを行うべきではないか。	町長 及 び 担 当 課 長
4	新立 啓介	①街路樹並びに公共施設内の樹木管理について	①維持管理の状況はどうなっているのか。	担 当 課 長
			②樹木は生き物であり、適切な管理が必要であると考えるが、今後どのような維持管理を行っていくのか。	町長 及 び 担 当 課 長
		②子育て世帯への臨時特別給付金について	①給付の時期は、いつごろになるのか。	町長 及 び 担 当 課 長
			②国は、給付金とクーポン券の併用を示しているが、本町はどのように実施するのか。	町長 及 び 担 当 課 長
			③今回の給付金事業の実施主体は市町村であるため、一律現金給付にすることが望ましいと考えるが、いかがか。	町長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さんおはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、4名の方から質問通告を受けております。質問及び答弁時間は、1名につき60分以内に制限し、一問一答方式とします。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう、お願い致します。また、執行部も、明快かつ簡潔な御答弁を御願い致します。

本日の、質問順番をお知らせします。1番、5番、上村勝法君。2番、3番、宮嶋弘行君。3番、1番、大川貴哉君。4番、2番、新立啓介君の順番とします。

まず最初に、5番、上村勝法君の質問を許します。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 皆さん、おはようございます。5番、上村勝法です。議長のお許しがありましたので、通告書どおり質問させていただきます。

早いもので、今年も12月に入りまして、徐々に気温も下がり、だんだんと冬らしくなりつつある今日この頃です。新型コロナの感染が広がってから丸2年が経過し、世の中の環境が変わり、人々の生活スタイルも密を避け、団体行動を制限し、考えながら行動する機会が増えてまいりました。新型コロナを意識した共存する時代、ウィズコロナは、皆様の予防、またワクチン接種などにより、抑制されている状態ですが、これからの新しい生活様式を確立するためには、まだまだ不十分なところがあるかと思われます。

この少子高齢化になりつつある時代、特にお年寄りの方にはストレス解消や体力を維持するために何か対策が必要ではないかと思われます。そこで、これから質問に入らせていただきます。グラウンドゴルフ場の整備と、今後の競技の普及について、質問いたします。議会の教育住民常任委員会で、私も所属していますが、10月、会議を行いました。その中で、最近、新型コロナの影響で高齢者などが家にいる時間が長くなり、人と人との接触が減り、交流が少ないため、精神的に不安ではないだろうか。また、体力も衰え、健康的な体を維持できているのだろうか、高齢者が屋外で活動できる施設を視察することとなりました。

まず、視察場所の選定をしたわけですが、町外でグラウンドゴルフができる場所はたくさんあります。町内だけでも4か所ぐらいはあるかと思われますが、県内の中でしたら、規模にこだわらないならば、200か所以上はあるかと思われます。そこで、熊本県下の認定コースになっているのは4か所あります。高森町の休暇村南阿蘇、球磨郡のゆのまえグリーンパレス、そして水俣芦北でもエコパーク水俣、田浦の岩崎グラウンドゴルフ場とありますが、私たち委員会では、

温泉施設とほかのレジャー施設が整ったゆのまえグリーンパレスを、委員との協議の上、視察することといたしました。

ゆのまえグリーンパレスは湯楽里という温泉施設がありまして、その周りには様々なレクリエーション施設が整っています。ゴーカート場、芝スキー場、パターゴルフ場、キャンプ場、野外ステージ、そのほか広場、遊歩道と、1日中十分にくつろぎ、楽しめるような場所でした。さっそく私たち議員と同行した議会事務局長とプレイしてみました。久しぶりの視察研修でしたが、屋外で議員同士で体を動かし、プレイするのは初めてでございまして、上手下手はあるものの、童心に戻ったような気持ちになり、普段室内で意見を述べ合い、協議することとは全く違った雰囲気でした。多少なりともお互いの親睦を深められたと思います。

視察現場は二つコースがありまして、芝の状態、コースの変化も様々で、周囲を金網のフェンスで囲って、きれいに整備が行き届いておりました。ここ私たち津奈木町にも、ゆのまえのコースほどは求めませんが、一番皆さん近くで多くの方が利用できる、津奈木幼稚園の横の多目的広場のコースをもう少し改善して、皆が十分楽しめるように整備できないかと思いますが、いかがでしょうか。過去一般質問で、グラウンドゴルフに関しましては、元橋口議員が平成30年12月にコースを新しくして、拡充できないかと、そして、今年3月には宮嶋議員が道具類の充実と、魅力あるコースに整備できないかと質問されていますが、その後、検討されていますでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 上村議員のグラウンドゴルフ場の整備と、今後の競技普及ということに御質問がございました。今、お互いのコミュニケーションとか、あるいは体力、健康を維持するために、先ほど言われました福浦とか平国、赤崎、幼稚園横で現在行われているというふうに伺っております。このグラウンドゴルフ場の整備の充実とは、具体的にどういうことなのか、具体性がちょっとつかめませんでしたが、ある程度今、例をされて、非常に総合的にグラウンドゴルフ場のそこだけじゃなくて、総合的に整備されているというふうに、今お聞きをいたしました。

その幼稚園横は、当初は、私の記憶では、有志の方々がグラウンドゴルフをその場所で行いたいから、幼稚園横の敷地を貸してくださいということが、そして維持管理などは私たちがやりますと、そういう申請がありまして、現在に至っているというふうに思っております。その間、敷き砂とか、あるいは草刈いとか、そしてまたちょっと排水が悪いから排水をどうにかしていただませんか、そういうことを町に要望されたことを記憶しております。

先ほどありました平成30年12月に、橋口議員が同じような質問をされておりまして、ここに山あり谷あり、そういう認定コースと言いますか、そういうのをつくってほしいという一般質問がございましたけども、このときの答弁といたしましては、町にはいろんな、福浦とか赤崎と

かもいろいろこういうふうにしてほしいということは、結構、施設の要望がございますが、そのときの答えといたしましては、費用対効果、どれだけ費用をして、税金をつぎ込みますんで、そういう費用対効果を考慮しながら、将来的な要望として判断をしていきたいということを申しておりますので、今その要望として聞いているという段階でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 当然、整備には費用が必要とされると思います。そして、その後の維持管理等ですね。各地区、福浦、赤崎とかほかの地区にも、規模的、広さ様々でございますが、各地区にもグラウンドゴルフ場をやるコースはあるかと思います。ただ、本町では、やっぱり人口がどうしても多いので、その辺りを総合的に一番代表的なコースをもう少し充実してもらえないだろうかと思いました。

今後、費用対効果もなんですけど、冒頭言いましたウィズコロナ時代、これからはそれに基づいて生活スタイルをどう変えていくのか、日常にどう戻すのか、それが当たり前の生活スタイル、また当たり前の運動ができるような施設ができないだろうかということを考えて、国あたりもいろいろなコロナに対しての交付金といいますか、その辺りをうまく、そういった交付金とか補助金とかが当てはまるような計画を立てて、進めていければなと思ひまして。どうしても今後のこの住民というか、人々の健康のことを考えたら、その辺りを考慮しなければいけないのかなと思ひまして、質問いたしました。今後とも引き続きなるべく検討していただければと思っております。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。今では新型コロナの感染を意識して、様々なイベント、大会などが中止、または規模縮小など制限されております。その中で、私たちの町でも、今回も町民体育祭を中止せざるを得ない状況でございました。来年からはそのような状況でも対処できるよう、屋外競技で広々としたコースでプレイができ、参加者が少ない地区でも子供からお年寄りまで年齢フリーとかにして、グラウンドゴルフを町民体育祭の種目の一つとして採用することはできないのか、お伺いいたします。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉） お答えいたします。グラウンドゴルフを町民体育祭としてできないかという質問であるかと思いますが。年明けの1月に計画しております体育協会理事会において、来年度の町民体育祭について協議を予定しておりますので、そのときに理事の方々にこの件につきましてお聞きしたいと思っております。グラウンドゴルフにつきましては、町のグラウンドゴルフ協会が、現在67歳から90歳までの34名の会員の下、毎週火曜日、木曜日、土曜日、幼稚園裏の多目的広場で活動を行っております。

先ほど、議員から上手下手にもかかわらず、という話がございましたが、高度な技術を必要とせず、ルールもごく簡単なことから、子供から高齢者まで全ての人が楽しくプレイすることができるスポーツと言え、ある意味町民体育祭向けかもしれません。しかしながら、町民体育祭は各地区の区長、体育部長から町全体の人口の減少、生活様式の多様化、価値観の違いから、選手集めが大変であるという話も聞いております。これは教育委員会だけでは判断しかねますので、理事会で協議したいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） その辺りは、各理事会、また体育協会とか、各地区の区長辺りとか、住民の理解が必要と思われそうですが、今後、先ほども言いましたが、少子高齢化とか、その地区にどうしても人数が減った場合にどのように参加していくのか、よく今後考えていかないと、現実そうになっていく地区があると思いますから、すぐすぐに、そのグラウンドゴルフの種目を採用することも、なかなか難しいと思われそうです。今後とも、なるべく理解を得た上で協議できるよう、また検討していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、最後になりますが、今回の一般質問は、私を含めて7人いますので、この後も6人の質問者が控えております。執行部の方々も苦慮する場面もあるかと思われそうですが、互いに思いをぶつけ合い、実のある討論を行い、今年最後の定例会を締めくくらせてもらいたいと思っております。これで終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、5番、上村勝法君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、3番、宮嶋弘行君の質問を許します。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） おはようございます。3番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。冒頭の挨拶ですが、先ほど、上村議員のほうから冒頭の挨拶があったんですが、私のほうも大分ダブっています。そこら辺の挨拶の内容は御理解していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

本当に今年も残り少なくなりました。振り返ってみますと、大きな災害がなかったことに胸をなでおろすところですが、まだまだコロナの収束ははっきり見えない状況となっています。また、最近では全国各地で地震情報が頻繁に流れており、大きな震災の予兆かと心配されるところです。そんな中、町においては少しずつ何かをやっていかなければ、町の活気と町民への希望が見いだせなくなっていますので、ウィズコロナとしても取組が必要になってきました。先般、町執行部と議会が10月20日にこども議会を開催していただき、将来を担う子供たちにとっても貴重な体験をしたことが、今後の明るい材料として期待しているところです。また、子供たちの意見を

反映したことに關しても、保護者からも喜びの声を伺っています。

それでは、1 番目の染竹定住促進住宅の入居について、伺います。①の染竹定住促進住宅の建設が今年度中に完成予定ですが、先般 6 月議会でも質問しています。上原団地の住民の方には移転説明を納得していただけるように、お願いをしていました。どんな内容での説明を行ったかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをいたします。現在、染竹地区に建設しています定住促進住宅、仮称松岡団地の建設工事は、来年 2 月末までに木造平屋 2 棟 6 戸が完成をいたします。それに伴いまして、説明会を 11 月 2 日夕方 5 時から文化センター会議室にて、6 世帯中 5 世帯の入居者に集まっていただき、実施しました。1 世帯の方は所要のため欠席でしたので、後日説明を行っております。役場より上原団地の耐用年数が過ぎていきますので、解体の計画がありますので、建設中の仮称松岡団地や町営及び定住住宅への空き家への、優先的な配慮を行っていきますということで行っています。

松岡団地の家賃につきましては、定額 3 万 5,000 円。他の町営及び定住住宅の家賃額を提示し、入居後 5 年間でスライド家賃で設定しますと説明を行いました。出席された入居者の方から、間取りはどうなっているのか。家賃額が今に比べて高くなりますので、息子さんたちと話をしてみます。それと引っ越し費用は出ますか。現在の棟ごとのメンバーで入居したいとの意見が出ました。どちらかにするかの判断は、今後、個別に対応させてもらうことで、説明会を終わっております。先週までの個別の聞き取りを行いました結果、ほとんどの方が仮称の松岡団地の入居を前向きに希望されております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3 番、宮嶋弘行君。

○議員（3 番 宮嶋 弘行君） 今、説明を伺ったところ、それなりの聞き取りをされたということで、それで十分納得されたかというのは、ちょっとまだ心配なんですけど、上原団地自体が現状としては築年数が長いと、老朽化がきっかけとして移転しないといけないということは、もう皆さん承知されていると思います。確かに、住民への安全対策としては必要と思われます。しかし、住まれている方は現住居に何十年も過ごされています。私たちにとっても住みなれた環境から移転となると、なかなか不安の中、勇気があることになります。できれば、現状に近い環境を切望することが最善のことだと思いますので、しっかりと住民の意見を伺い、対処していただきたいと思います。

先ほど、いろいろ家賃関係も言っていましたけど、それでは、②の定住促進住宅の新しくなることで、家賃が上がるのが想定されるということで、どのような家賃設定なのかということ

伺いたかったんですが、そこら辺は大丈夫でしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをいたします。上原団地の現在の家賃額は5,000円から7,000円程度です。仮称の松岡団地の家賃額の試算につきましては、建設工事費を木造の耐用年数30年で割り戻した金額を基に、民間のアパートがありますので、それを圧迫しないような家賃額として設定をいたしました。家賃額が3万5,000円ということで、一気に上がりますので、1年目から3年目まで1万円。4年目は2万円。5年目に3万5,000円になると、段階的に上げていくスライド家賃の設定を行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） そういう住民に対しての、いきなり3万5,000円というのは、やっぱり5,000円、7,000円の家賃から3万5,000円というのは、とても厳しい環境かなと思っています。それを考えて設定されたということですけど、上原団地の住民の方に対して、少しの思いやりの家賃設定をされているということで、今後の家賃の負担が一番心配されています。そこで、定住促進住宅は公営住宅として考えてよいのかを、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 定住促進住宅を公営住宅として考えていいのかということになりますが、まず公営住宅については、公営住宅法に基づいた低額所得者に対しての住宅という目的で建設がされております。なおかつ、国のほうからの補助金もいただいておりますので、公営住宅と定住というのは、別個の考えでなっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今の話だと、定住促進住宅は公営住宅ではないということですか。私は、ちょっと話がずれてくる可能性があるんですが、公営住宅じゃないのかなというのを、私が調べた中では同等のものだということで聞いています。これはお互いの内容がちょっと違うのかもしれないですけど、私は先ほどありました公営住宅法がありますと。公営住宅は低所得者を対象に、割安な賃料設定で提供されるための住宅ということは、今課長から答弁がありましたように、なっていると。またそこに住宅に困窮する低所得者への支援ということも、うたってあるわけなんです。生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的と。そういう流れからいくと、どうしても定住促進住宅が、今公営じゃないっていうのが、ちょっと私にも納得いかないところがあるんですけど、そこら辺が線を引くということで、今から考えていかれるということなんで

すね。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 私が今ちょっと定住促進住宅に関して、公営住宅との絡みがどうなのかということで、ちょっと勘違いしていた状況がありますけど。基本的に、私が最初に質問した内容というのは、この定住促進住宅はつくりますというのは、実際問題として始まりは聞いていたわけなんです。それはどういうことかということ、上原団地に住んでいらっしゃる方、それが結局耐震性がないまま築年数でもうだめだと、もう壊さないといけないと、そういう話の流れが根本的に私はインプットされていて、そういう人たちのために今度は移転していただくと、その目的がありました。

その最初の話が、最初4棟ということで設計を、何か準備されていたんですけど、それはおかしいでしょうと。やっぱり6棟住んでおられる方を移転の対象として、設定するのが普通じゃないですかということ、当初述べた思いがあるんですけど、そのために定住促進住宅ができたのかなと。そこに対して、今度は移転される方はそういう流れの中で、移転できるんだということを考えていらっしゃるんだと思うんです。だからそういう流れからいくと、やっぱりどうしてもそういう人たちに対して、町としてはどんな考えで受け入れて、その人たちをどうやってちゃんと思いやりをできるのかということが必要じゃないのかなというのを、すごく思ったわけです。

だから、今、その上原団地に住んでいる方が、どういう収入の枠で住んでいらっしゃるのか。自分たちの今の収入元というのはどういう環境なのかということ、町としてはしっかりと知るべきじゃないのか。建設費用が、例えば幾らかかりましたから30年のあれで、計算して、これだけの家賃になりますということを先ほど言われましたけど、そういう問題じゃなくて、やっぱり町はそういう人たちを受け入れるためには、3万円の住宅にしよう、2万5,000円の住宅にしようという上限も、ひとつ考えながらものはつくっていくかないと、住める人が今後ちゃんと確保できるのか。そこら辺を私はしっかり今後考えてほしいなと思って、今その質問をしているわけなんですけど、今後、そういう面で、これは町長にお考えを伺おうかなという流れだったんですけど、今私が述べた中で、町長として何か御意見等あれば伺いたいなと思っていますけど。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 町長の考えと言いますが、その住民の方も考えなくちゃいけないし、あるいは町としての財政、それも両方考えていかないと、住民だけ、じゃあただでいいよとか、5,000円のままでいいよとか、ちょっとぶつきらぼうな、新たにいい施設ができるんですから、当然それは家賃は上げるべきだろうと。それは住民の方も多分納得されると思いますし、また住民の方が新しい家をつくる時には、借金をして建てて、働きながらそれを返していかれるだろうと、そういう流れも町としましても、ひとつの大きな税金を使ったんですから、その税金を使って取り戻すっていうんですか、ペイするような措置は講じないといけないなど。その中で家賃を極力スライド家賃でもっていこうという心遣いをやっているとお理解いただければというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 確かに、今町長から答弁ありましたけど、私もそういう説明的なのはやっています。とにかくその住居というのが、今回新しくなりますよと。新しくなったから、それなりの家賃はどうしても膨らみますよと。それに対して、私もちょこっと建設途中の部屋を見させていただいたんですけど、とにかくすばらしい住いになるような環境になっていましたので、その分はある程度納得してくださいということは言うてあります。そういった面で、とにかくそういう人たちが、新しくなるほうに行きたいという気持ちは出ていると思いますので、今後、そういう人たちがどういう環境で、長く住めるのかは、ちょっと今後の問題となっていくと思いますので、今後またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、③の町の大きな課題です。これは先ほど言いたかったのは、人口減少ですね。人口減少の対応、対策としていろいろ町としても施策を考えています。住みたくなるまちづくりとして、町営住宅の環境は本当によそからも入れ込むというか、よそから来ていただく、住んでいただくというのは大きな目標でもあるのかなというのを感じています。そういう面に関して、今後、町営住宅としてどういう考えを持っているのかを伺いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） やはり定住っていいですか、この住宅を、一番いいのが若者が入るような住宅、これをつくっていきたい。ニーズが多分あれば、敷地はどこにするのか、そういう検討をしながら、そしてまた民間の力も借りるようにしております。民間の方がアパートをつくる時には、ちゃんと平米当たり幾ら補助しますよと。民間と官と一緒にやりながら、そういうアパートづくり、あるいは住宅づくりを今からやっていききたいと、そういうふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 若者が住んでくれると、町の今後の発展としてはすごく力強いかなというのを感じています。ただ、やっぱり若者といっても、所得っていうのがバランスが出て

きます。十分な所得を得ている人たちがどれだけ今、町としても、この近隣にいてもいるのかというのが、家賃としての負担をどういうふうにもバランスを取っていけるのか、そういう問題をしっかりと対応しないと。さあじゃあいい住宅つくりました。じゃあこれは3万5,000円ですよ、4万円ですよといっても、なかなか住めないなという人も出てくる可能性は十分ありますので、そういうことも考えてほしいなと思っています。

また、人口減少なんですけど、どこの市町村でも悩ましい現状ですよ。20年の国勢調査では、10月1日時点での外国人を含む総人口が全国で0.7%減少。日本人の人口は1.4%減となっています。熊本県では2.7%減で、全国1,719市町村のうち、82.5%に当たる1,419市町村が人口減少となっています。多くの市町村においても、人口減少対策を公約として掲げており、よほどの魅力ある取組が必要になってきています。町において人口減少は加速していくのみで、住みたくなる町とはどのような町なのか、時代のニーズに沿った考えをいただくことが必要と思われます。町においては、高齢者の増加に伴い、一人暮らしの世帯も多くなりつつあります。安全・安心な住居環境が必要になってきますので、今後の町の将来像をしっかりとお願いしたいと思っています。

次に、つなぎ温泉四季彩の水風呂について、伺いたいと思います。①の水風呂に入れている水は、どこからどのように入水しているのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えをいたします。水風呂の水ですけれども、竹中地区の水源地から竹中団地にあります貯水タンクを経由しまして、四季彩の屋外にあります貯水タンクにたまりまして、そこから水風呂のほうへ入っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 竹中のほうから四季彩まで引っ張っていると。貯水タンクに上げていると。大分距離がありますよね。その距離っていうのを、やっぱりどういうふうにもそこまで長い距離を必要としたのか、そこが私の考えなんですけど、つなぎ温泉四季彩はすごく津奈木川に面して一番いい、すばらしい場所にあると考えています。私凡人の考えなんですけど、メンテナンスにおいても、目の前の川からボーリングなりをしながら水を給水することが一番手っ取り早く、最善じゃないのかなというのをすごく考えるんです。

依頼する側と工事する側は相当な優秀な発想の下に、そういうふうにも考えられたと思ったんですが、そういうところがちょっと私としては不自然さをすごく感じているところがありますので、そういうところをもうちょっとその対処の仕方っていうか、考え方を考えないと、遠い距離から引っ張るっていうのは、私は温泉施設ではそんなに聞いていないような気がしますので、今後

のそういう対応をまたお願いしたいなと思っています。

関連質問になりますけど、結果的には、この②の夏場の水風呂はぬるま湯化しているということです。利用者からの不満の声が出ています。近隣の温泉施設に比べても満足できるものではなく、利用者に対する声を聞き、検討できないかっていうのを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えをいたします。まず、水がぬるい原因としましては、先ほどお話をしましたが、水が四季彩の屋外にあります貯水タンクに一旦入りますので、直射日光ですとか外気温の影響を受けますので、当然夏場は水温が高くなるということで、ぬるいということだと思います。要望としましては、サウナの後に冷水につかるのを好む方からだと思いますけれども、急激な温度変化といいますのは、血管や心臓に大変負担がかかると聞いておりますし、狭心症や不整脈を発生させる危険も伴います。そういうことで、医学的に体温よりぬるい30度程度のお湯というのは、それでもサウナ効果は得られるようですので、四季彩のお風呂、ぬるめの水風呂、そちらの良さも御理解いただいて、健康的にサウナを利用していただければと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） その答えとして、四季彩、いろんなほかの温泉施設をちょっと伺ったんですけど、そこは16度から17度を水風呂として設定していると。それは結局どういうことかと言え、これは以前、町長とも何度も四季彩の風呂場で御一緒したことがあります。町の看板的な温泉であり、これからも施設として大切に保持していかないといけないということを考えていらっしゃると思いますけど。

水風呂はサウナとセット、先ほど言われたとおりサウナとセットというのがほとんどです。効能としても、血行促進とか疲労回復など、健康増進にも大きく寄与しているわけなんです、特に夏場は冷水で体を冷やすことが、温泉としての最高の場所となるわけなんです。利用者への満足度ですね、これが結局どうなのかと。やっぱり冷たい水風呂が確保してあれば、本当にサウナを利用される方にとっては、もう最高の場所になっていくと、そういう状況なんです。

ただここでひとつ問題なのが、やっぱり利用者なんです。先ほど言われた、その温度でも構わないと思いますとか言われたんですが、利用者が夏場はここはぬるいと。だから夏場は大半よそに流れていくんだよという話をされています。そういう状況で、やっぱり一人でもこの温泉施設、町の看板施設、それに対して利用者を増やそうという意味合いから、ちょっとしたそういう満足度を与えていかないと、ますますそういう面で厳しい環境になっている。どこでも今、温泉施設はいっぱいあります、近隣には。そちらに行ってください、簡単に済まされるものかっ

うことなんです。

やっぱり町にあるものはいかに利用していただいて、できるだけ町の負担も軽減できるような努力が必要になっていくんじゃないかなというのを感じています。そこら辺に対して、トップであります町長がそういうふうにもう別に温泉は今の現状で、よそに行かれてもそれは仕方ないですよと、考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私もサウナとかよく行きます。これは私の私見ですけど、私は体的に不整脈とかあるので、湯浦に行くと物すごく冷たいんです。もうこれは心臓麻痺起こすから、行きたくありません。ここだと安心して、まず冷たいとか、サウナから入って、ゆっくりしながら私は入ります。若い人はザブーンとする人もいますし、それはまちまちかなというふうに思いますので、町の施設として、今のタンクに水を入れてくるというのは、仕方ないのかなと私は思います。いろいろそういう不平不満もあると思います。

冷たいのと、冷たすぎるというのもありますし、そこをどう感じるか。一番サウナで必要なのは、サウナ室に入ったときに汗を出す、これが一番効果的だろうと。やはりサウナというのは急に冷やすといろんな、脳とか血管とかに、特に津奈木とかは御高齢の方が多いですから、その辺も。うちの親戚の人も倒れて、救急車で運ばれたっていうのも、例として、そういったことがありますけども、そういうのもちょっと心配もありますし、私としては仕方ないのかなというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 確かに、冬場は十分水風呂、今の現状で満足できるというか、確かに私も入るときにはちょっと気合を入れて入らないと、ひんやり感が強いかなというのをすごく感じています。ただ、夏場はやっぱりそれなりの冷たさがないと、逆にこれは何のための水風呂かというのを感じています。だから、今言われる個人差もあるだろうし、健康的にも過度な負担があれば、健康上よくないのかもしれないですけど。

もうどこに行っても、サウナに関して言ったらセットということで、今、津奈木四季彩の水風呂は2人か3人入ったら、誰もあとはいれない。水自体の深さもない。そういうスペースだと。よその水風呂は、もう五、六人入っても悠々自適の、水はどんどん何か所からも、2か所とか3か所じゃないですけど、そういうふう流れてきていると。そういうのも私は体験していますので、そういう満足感というか、本当にスポーツ選手なんか特に疲労回復っていうのはすごく、アイシングって、今何のスポーツでもそのアイシングが一番重要視されていますので、そういう面で、すごく効能があるということで、みんな利用されているわけなんです。

やっぱりもうひとつ、そういう面で、どれだけの人が不満の声が出ているのか、そこら辺もし

っかりリサーチしていただいて、今、町長としてもいろんな取組対策っていうのは、災害もあるし、いろいろ考えて、もう大変な時期、金もかかる、そういうことは分かります。ただ、それだけが全てじゃない、やっぱり町民にある程度希望とその新たな癒しっていうか、楽しみを与えてあげるのも町の仕事だと思いますので、そういう面も踏まえて、よかったら。例えばそういう計画を入れて、例えば何年、2年後、3年後、災害復旧が終わったら次にこういうふうに行きましょと、そういう計画の中にぜひ取り組んでいただけたら、私たちもそういう不満の声に対しても、いやもうちょっと待ってください、あと3年待ってください、2年待ってくださいと、そういう話の中で、町としても頑張って、どうにかまた考えを変えてやろうとしますので、という形になっていくと思いますので、よかったら、そういうことでお願いしたいなと思っていますので、今後の検討材料としてお願いしたいと思います。

私の話もなかなか行き違いがあり、皆さんと意見がしっかりできていなかったのかなと思っていますけど、これからもうこういう面で、私も勉強していきたいと思いますので、本当によろしくをお願いします。今日はどうもありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、1番、大川貴哉君の質問を許します。1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 皆さん、おはようございます。1番、大川です。よろしくお願いします。議長のお許しがありましたので、通告書どおり質問をさせていただきます。12月も中旬になり、朝の寒さが身に染みる時期になりました。皆さん、体に気をつけて、日頃の業務をこなしていただきたいと思います。私にとっては初めての一般質問で、緊張をしていますが、皆さんには的確な回答をお願いしたいと思っています。

では、早速質問していきます。まず1番目に、町有地の管理について、質問します。内野地区にある町有地においてですが、草刈り等の管理ができていない箇所があります。そのまま放置されますと景観が悪くなりますし、また害虫など発生してしまうために、地区の幹部の方々が草を刈ったり、区役のときに整備するなど負担になっています。各地区にも同様に、このような町有地があると思いますが、また同じように負担になっていると思います。町としてどのように管理をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤信久君） お答えをいたします。ただいまの議員御指摘の土地につきましては、国土交通省名義となっておりまして、その管理につきましては、国交省の八代維持出張所が行っているところでございます。

あと、草刈りが必要な町有地はたくさんあるということですが、町有地に関しましては、

町道、学校用地、公園など、様々な場所があります。除草管理につきましては、それぞれを管轄する担当課、こちらに受けまして、土木業者やシルバー人材センターなどへの委託、また町で雇用しています有償ボランティアの作業員さん、これが総務課で3名、建設課で3名おられますので、実情に応じて計画的に除草や樹木の剪定などを行っているところです。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 地区の皆さんも考えがあって、そして町の考え方があります。本来ならば、同じ考え方が理想なんですけども、それができないのならば、町が地区の皆さんに寄り添う形で考え方が近づいていければと思っております。

そのためにも、2の質問に移りますが、町が雇い入れている草刈作業員を増やしたり、各地区から上がってくる要望等を今まで以上に受け入れて作業を行うなどして、町民の皆さんの負担を減らすべく、これまで以上に計画的な町有地の維持管理が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤信久君） お答えいたします。今現在、町が雇用している有償ボランティアの作業員さんは、昨年までは4人でした。おっしゃいますとおり、その町民の方からの要望というのがかなり増えてきたということで、今年の1月から6名に増員し、かなりの広範囲の作業を行ってもらっております。各地区にあります町有地、これにつきましては住民の方からの要望であったり、定期的に巡回、見回りを行いまして、計画的に維持管理を行っているところでございます。作業員の皆さんにも、夏場の猛暑の中でも一生懸命作業を行ってもらっている現状であります。各地区の町有地で除草が必要な場所があるということであれば、総務課もしくは建設課に御相談いただければというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 草刈作業員が4人から6人に増えるということですが、これはもうすばらしい判断といいますか、英断だと思っております。町の景観をよくするとともに、町民の負担が減らせるように、これからも努力していただきたいと思っております。また、町有地のほかにも国や県の公有地も町には存在しています。町有地とは異なり、作業をするにはいろいろと障害があると思いますが、できるだけ頑張っていただきまして、対応をしていただきたいと思っております。

それでは、次の2番目の質問に移ります。津奈木保育園の風雨対策についてです。私は雨の日に津奈木保育園に子供をよく迎えに行くんですけども、テラスにバケツが置いてあるんです。何だろうとのぞいてみると、水がたまっているんです。つまりは雨漏りなんですけども、それがもう数か所ございました。雨漏りがあるっていうのは、保育や教育にあまりよろしくないと思いますけども、今後の対策を伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えいたします。津奈木保育園の園児室などの雨漏り対策ということですが、保育園の雨漏りなどの対策につきましては、保育に直接関わる緊急性があるものとして認識しております。本年度確認しております、先ほど言われました園児室やテラスなどの確認している雨漏り箇所の対策につきましては、令和4年度当初予算の要求を行っております。来年度の改修に向けて準備を行っているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 早急の対応に期待をしています。保育園には子供がいます。当然の話なんですけども、それと子供を預ける保護者の皆さんもテラスを通るので、雨漏りをやっぱり見えています。保護者の中には疑念を持っていらっしゃる方もいらっしゃるって、町は子供たちのことを考えてくれているのだろうか、そういう声も聞いたりします。子供たちの保育が健やかに行えるように、対策をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問、②の質問に移ります。この質問は、前の議会にも出た質問で、9月の決算審議の際にも出た質問ですが、大変恐縮ですが、私もまた質問させていただきたいと思っております。津奈木保育園で風雨の際に中廊下というよりテラスなのですが、雨が吹き込んで床が濡れてしまいます。それと、今の季節は寒さですね。テラスなので、屋根のついた、いわゆるもう屋外です。じかに寒さが襲います。トイレに行くにもテラスを通りますし、教室を出たら外気にさらされます。なので、このテラスに外気や雨が入らないように壁をつくり、きちんとした中廊下を設置することはできないのかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えいたします。議員申されるとおり、中廊下の件につきましては、以前、議会から改修についての意見を賜っているところです。ですが、比較的大きな工事になることから、当時の判断といたしまして、保育園の民営化の時期も絡み、緊急性、園児の安全性などを考慮して検討した上で、工事などを見送ったと聞いております。議員申されるとおり、必要性については私も感じてはおりますが、ここ数年で民営化を計画している中では、以前判断されたように、早急の改修の必要性は少ないのではないかと考えております。町としましても、園児の安全性を優先し、緊急性などを踏まえた対応を心がけておりますので、御理解いただければと考えております。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） やはりここでも民営化の話が出てきます。では、その民営化ってというのが、3年後でできるのか、5年でできるのか。そしてこの新型コロナウイルス感染症の情勢

もあって、その民営化が決まるまでの間、分かりませんが、子供たちが保育園に、民営化になるまで、そこに子供たちはいるのかいないのかっていったら、当然います。子供たちはそこにいます。そして、民営化という話が、町には大事な話かもしれませんが、子供たちにはそれ理解できていません。話をしても分からないです。そんな状況にあって、何度も言いますが、子供たちは保育園に、そこにいます。

11月30日に九州上空を寒冷前線が通って、雨がひどく降り、風も強く吹いて、テラスは濡れてしまいました。保育園児は、基本はだしで過ごしています。はだしで足が濡れるし、そして滑ります。晴れたら晴れたで、風が吹けば土が舞って、テラスは土ぼこりだらけになります。雨漏りも早急な課題ですが、この壁のある中廊下の設置も、私は早急な課題と考えています。この件に関しまして、町長の考えを伺いたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） これも以前からそういう話があります。まずあそこの保育園を新築したときのポリシーといいますか、要するに外と園児室をつなげるという意味で、ああいう中廊下なしに、あそこはもう外だよという感じでつくってありますので、園児がすぐ外に出られるということをつくってあります。建てた後、雨が非常に入るということで、それはもう建築の設計のときに、それはちょっとやめようと。どっちかという床面積も増えるし、いろんな防災関係のことも出てくるだろうということで、あそこは設計者の人としては、もう外気とすぐつながっていると、すぐオープンなスペースだから、子供たちも外と境界がないような保育をしようということで建てたというふうに記憶をしております。

普通の保育園だと、中廊下とか学校とかあると思いますけど、先ほど言いました雨漏りはやらなくちゃいけないと思いますけど、今度民営化もあるということで、それは税金をつぎ込むのは、将来的に非常に費用対効果としては少ないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 先ほども言いましたけども、やっぱり民営化っていうのも大事な話なんですけど、子供たちは理解をしていません。この子供たちを取り巻く環境っていうのを整えるのが、町の大事な仕事だと思っています。決して子供たちへの対応が後手に回らないようにお願いしたいと思っています。そして、子供たちを大事にする津奈木町でありますように、お願いしたいと思っています。

それでは、次の質問にいきます。3番目、防災士についてです。防災士とは何ぞやとお思いの方もいらっしゃると思いますので、簡単に説明したいと思います。防災士とは、自助・共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な知識と一定の技能を有したことを、日本防災士機構が認証した人のことを言います。いわゆる防災のスペ

シャリストなんですけども、お伺いします。①の質問です。町内において、この防災士はどれくらいいらっしゃるでしょうか、お伺いします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤信久君） お答えをいたします。特定非営利法人日本防災士機構が認定する防災士は、令和3年11月末現在で、全国で21万6,848名、熊本県で3,138名、津奈木町には7名の方が登録されております。なお、名簿は公表されていないため、どなたが認定されているのか、把握はしておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 津奈木町では7人ということですね。熊本県全体では3,000人を超える防災士がいるということですが、ちょっと津奈木町は少ない感じがします。そもそも津奈木町には優秀な消防団員と役場の職員の皆さんがいらっしゃるので、大丈夫かとは思いますが、去年の7月豪雨災害はどうだったでしょうか。消防団員は災害現場に行き、役場職員はその対応に追われ、その他に避難所の開設や運営、災害対策本部の設置など、通常業務をこなしながらの対応に大変だったと思います。

そこで、②の質問に移りますけども、防災士は災害対策に必要な知識を有しており、そして救命救急講習を受けており、負傷者の救命救護の技術もあります。また、避難所の開設や運営、炊き出しなどの技術も持っています。このことから、新しい自主防災組織として活動してもらえば、町の有事の際に行政の負担軽減が見込まれます。町として防災士を増やす取組を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤信久君） お答えをいたします。現在、町では防災担当と、それから社会福祉協議会、こちらが協力しまして、各地区の自主防災組織を対象とした防災に関する講座、それから県の危機管理課の協力を得て、自主防災に関する講演会などを実施しているところです。現在は災害時など有事の際の避難所の運営などにつきましては職員が基本的に行っておりますが、地区の自主防災組織に運営をお願いする場合も当然ございます。昨年のように長期的な避難ということになりますと、業者に委託して運営を行っていただくということの事例もございます。

このように、町では基本的に自主防災組織に災害対応をお願いするというスタンスを取っておりますけれども、全国の団体や企業、自治体で防災士の要請を行っている事例っていうのが、最近増加している状況であるようでございます。本町でも、去年の令和2年7月豪雨を経験し、避難所運営とか炊き出しですね、こちらに非常に苦労した経験がありますので、防災士の養成については今後、研究して、検討していまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1 番、大川貴哉君。

○議員（1 番 大川 貴哉君） ぜひ検討のほうをよろしくお願いします。防災士が増えることで、防災や災害対応の知識をたくさんの人々に知ってもらえますし、またいろんな場所で活動してもらって、行政の負担を減らしていければと思っております。防災士になる上で、ちょっとした裏技ってというか、うれしい情報があるんですけども、それが消防団の分団長をやっている方、または分団長の経験がある方は、防災士の試験が免除になります。また、ほかの市町村の話になるのですが、八代市や益城町など、講習や試験にかかる費用を助成、または一部助成をしています。だからといって、助成をしてくださいと言っているのではなくて、ほかの自治体はそこまでして防災士を増やす努力をしています。なぜそうなのかを研究して、町で検討していただければと思います。

ちょっとスムーズにいき過ぎましたけども、最後になりますけども、津奈木町から災害による犠牲者が今後出ることのないように祈りながら、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 以上で、1 番、大川貴哉君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） ここで、新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、議場内の換気を行うために、5 分間休憩をいたします。開始は11 時15 分といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時16分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番、新立啓介君の質問を許します。2 番、新立啓介君。

○議員（2 番 新立 啓介君） 皆さん、こんにちは。2 番、新立啓介です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問をさせていただきます。令和2 年7 月豪雨災害から、1 年半近くが経とうとしております。災害復旧工事も日に日に復旧の状況が、形として見える状況になってまいりました。災害復旧班をはじめ、役場の皆さん方にはお礼を申し上げたいというふうに思っております。

それでは、早速質問に入ります。まず、街路樹並びに公共施設内の樹木管理についてであります。ふだん、何げなく見ている街路樹であります。以前、熊本市内の街路樹伐採計画について、市民から賛否の声があるとの新聞、テレビ等の報道がありました。熊本市は、令和元年度に熊本市域街路樹再生計画を策定しましたが、先ほど申し上げました市民からの様々な意見や要望に応

えるため、本計画を一時中断し、景観や町並みといった将来の姿、50年後も市民が誇れる街路樹再生を考えると、再検討が行われております。

熊本県も、平成24年3月に街路樹維持管理改善マニュアルを策定し、現在、マニュアルに沿った適正管理が行われております。また、先日は熊本城内の樹木管理についても、熊本城緑保存管理計画の来年度策定に向けた議論が行われたとの報道がなされておりました。細川県知事時代、昭和58年から平成3年、8年の任期ですが、その昭和60年くまもと緑の3倍増計画が策定され、公共施設の植栽量増加が進み、緑の創出がなされ、潤いや景観形成に寄与してまいりました。本町でも、達仏や石霊の森に活用されているみんなの森も、当時、造成されたものです。

運動公園や役場庁舎も昭和50年代後半につくられ、40年ぐらい経過する中で、樹木も肥大化しております。町内には街路樹は少ないものの、B&G体育館横のイチョウ並木や役場をはじめとする公共施設内に数多くの樹木があり、夏には木陰をもたらし、秋には紅葉し、人に優しい環境を提供しています。役場庁舎や公園の低木は、毎年維持管理されているようですが、街路樹を含め公共施設内の、特に高木について樹木管理がどのようになされてきたのか、これまでの状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをいたします。町道では、男島北大通線にキンモクセイ、それと男島1号線にイチョウ及びムクゲ、男島公園線にイチョウ、ヤマモモの街路樹が植えられています。男島北大通線のキンモクセイは民家に隣接していますので、専門業者により高さ2メートルの高さで剪定を行っております。町営住宅等の樹木についても、落ち葉が住宅の軒戸に詰まったり、枝が車両に触れたり、大きくなった樹木もありますので、その都度ごと早急な対応を心がけております。また、公共施設内の樹木についても、職員の巡回と前年度の実績を見ながら、定期的な剪定、枝抜き、支障木の伐採を町の作業員さんをお願いをしています。

作業員さんも、実務経験を踏まれて、現在、総合グラウンド周辺の立木の芯止めや、カイヅカイブキ等の剪定をされていますが、専門業者並みの樹形を整えてもらっていると思っております。専門性が必要な樹木の管理は専門業者に委託を行いながら、できる範囲での維持管理を行っている状況です。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 街路樹については適正に管理をしているということですが、2番目の質問にも入りますが、樹木は生き物でありまして、日々成長をしております。手入れをしないまま成長しますと、樹間内部の枝は日照不足で枯死し、強風等により折れて落下をいたします。また、誤った枝切りや剪定をしますと、腐朽菌等により枝や幹が腐れ、倒

木の危険性もございます。これまで大きな事故はないと思いますけれども、強風の後などは腕くらの枝など多数落下しているのを見ます。片づけも大変だと思いますけれども、事故が起こる前に適正な管理が必要であると考えております。

今後、どのような管理を行っていくのか、また維持管理計画を策定する予定はないのか。また、昨日の補正予算の中でも、財産管理費及び文化センター費で支障木の伐採予算が計上されておりました。その内容も合わせて、お聞かせできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをいたします。町道や住宅、公園等の公共施設の空間に、多種の街路樹が植えられております。街路樹が植物という生き物である特性を生かして、生活環境や地域景観を保全する緑として、毎日成長をしております。巡回及び地域住民からの情報を得て、日々手入れをしておりますが、植栽されて年数がたち、大きくなり、見通しが悪い状況、管理不足で枯れたり、枝が枝枯れして落ちたり、落ち葉を踏みつけたり、枝で防犯灯の視界を遮るなどの支障をきたしている樹木も見られます。

今後は、施設を所管している担当課で巡回や管理の実績を見ながら、定期的な剪定や成長時期に合わせた病虫害の対策、防除、土壌の改善、冠水、街路樹の点検、必要に応じて補植や伐採など、熊本県が平成24年3月に作成しました街路樹維持管理改善マニュアル等を参考にしながら維持管理を行うように、できる範囲で取り組んでいきたいと思っております。今後、管理計画につきましては、先ほど言いました熊本県が24年3月に作成しておりますので、それを参考にしながら、維持管理をしたいと思っております。それと、今度予算の中で支障木の伐採のほうが上がっていましたが、これも維持管理に支障をきたしているということで、予算のほうを上げさせていただいております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤信久君） 今の御質問の後段にありました財産管理費と文化センターはどこだと、支障木の伐採がどこかということですが、財産管理費のほうは、建設業組合に貸している土地でございますが、この駐車場にイチョウの木が2本ございます。あと雑木が1本です。これが伸びて、イチョウの葉っぱが舞って、あるいはギンナンが落ちて、ちょっと不便をかけているということで、この伐採。それから文化センターにつきましては、センダンの木があるのは御存じでしょうか。あれがちょっと伸びすぎておりまして、あれの剪定と、それから歩道橋のところにイチョウの木があるんですけど、そこの伐採を行うというものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（２番 新立 啓介君） 今の答弁で大体分かりました。もう一つは、ＪＡ前にケヤキとイチョウの木が植わっております。これは各電線に支障になったと思いますが、枝が切り落とされております。実際見てみますと、景観的にも悪い伐採方法でありますので、業者のほうと担当課のほうでいろいろ協議が行われたのか、お伺いいたします。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 確かに、今言われたＪＡの前にケヤキとかがありまして、その上に電線が通っています。電線のほうに支障になるということで、九電さんのほうにお願いをして、枝を部分的に伐採をしてもらっていますが、九電さんと担当課で立会いをされて、伐採をされていると思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ２番、新立啓介君。

○議員（２番 新立 啓介君） 協議がなされているならば、見苦しくないように、景観的にも美しい伐採の方法で、今後、行っていただきたいというふうに思います。

次に、２番の子育て世帯の臨時特別給付金について、お伺いいたします。さきの衆議員選挙で、自民党は生活困窮者への経済的支援、公明党は１８歳以下への一律１０万円支給を選挙公約に掲げ、その後、現金５万円の年内支給開始と、５万円相当のクーポンの来春支給、合わせて年収９６０万円の所得制限が自公合意で、コロナ克服新時代改革のための経済対策が、１１月１９日に閣議決定をされまして、その後、事務作業が進められていると思います。本町の年内支給５万円の給付はいつになるのか、お伺いいたします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。今回の令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金は、１８歳以下の児童１人につき現金５万円の支給を年内に開始し、残り５万円分を来年春までにクーポン券などで配付して、子育て関連に使えるよう、国の指針が示されておりましたが、１０万円の一括現金給付や、５万円ずつ２回に分けて現金給付する新たな指針も追加され、昨日夕方、Ｑ＆Ａなどが通知されているところです。

本町においては、当初の指針により年内に給付する５万円については、現金給付により先行的に支給することとされておりますので、今回の町の補正予算にも計上しておりますが、９月分の児童手当の支給対象者に対し、１２月６日付で案内等の通知を行っており、本通知が届いた方と同居している高校生世代等支給対象者を含み、支給辞退の申出がないことを確認し、来週２４日に口座に振り込む予定で事務を進めております。また、その他の高校生世代のみの世帯や公務員、９月以降に生まれた新生児など申請が必要な方などは、令和４年１月以降に順次支給を行う予定としております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2 番、新立啓介君。

○議員（2 番 新立 啓介君） 16 歳から 18 歳の対象者への支給もいつになるかと、聞こうと思いましたが、1 月以降ということで、答えをいただきました。

それでは、②番、③番の質問に関しては、14 日の衆議院予算委員会で岸田文雄首相から、先ほど葦浦課長からありましたように、現金一括、現金 2 回、現金プラスクーポンの三つの選択肢が明記され、政府指針を 15 日までに自治体へ通知するという表明がありました。また、山際経済再生担当大臣は、自治体の独自財源で年収 960 万円の所得制限を撤廃して、給付することを容認する考えを明言いたしました。本町ではどの選択肢でいくのか、また所得制限対象者は何名いるのか、お伺いいたします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 所得制限対象者につきましては、昨日確認したところ 2 名おられるというところです。ちょっと質問の内容が通告書と変わっておりましたので、その他のところがお答えを用意しておりませんが、支給対象者の所得制限にかかる方は 2 名ということです。

○議長（川野 雄一君） 2 番、新立啓介君。

○議員（2 番 新立 啓介君） 質問には現金給付がいいのではないかというふうに質問をしておりますが、先ほど言いました現金一括、また現金 2 回ですね、5 万円プラス 5 万円。現金プラスクーポンの三つの選択肢があるということで、この選択肢の中でどれを津奈木町として採用していくのかということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 現在、国において支給方法が具体的な方針が、先ほど三つの方法ですね、これが示されましたので、先ほど葦浦課長が申しましたとおり、本町としては 12 月末まで現金、これで 5 万円を給付。そして来年の 1 月の早い時期に、残りの現金 5 万円、これを給付したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2 番、新立啓介君。

○議員（2 番 新立 啓介君） 2 回目の 5 万円について、16 歳から 18 歳も同時期の支給ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） そのとおりでいいと思います。

○議長（川野 雄一君） 2 番、新立啓介君。

○議員（2 番 新立 啓介君） 対象者の方、早く支給していただければ、大変助かるんじゃない

かという考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は、2点質問をさせていただきました。今後、朝夕寒くなり、また風邪等もはやる季節になってまいりましたので、皆さん、健康に留意されて、頑張っていたきたいと思います。本日は、以上で私の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、2番、新立啓介君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時34分散会

令和3年 第4回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和3年12月17日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第3 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第4 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第52号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第3 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第4 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第52号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)

出席議員(10名)

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	久村 庄次君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

令和3年第4回定例会

一般質問通告表（令和3年12月17日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	本山 真吾	①公民館のWi-Fi設置について	①令和3年10月20日に行われた、こども議会の質問の中で「学習用タブレットを使用するのに無料で使えるWi-Fi環境を整えてもらうことはできませんか。」との質問に対して、「町全体に環境を整えるには莫大な予算がかかるため、地区の公民館にWi-Fiを設置して少人数による学習する方法がある。」との町長からの答弁があった。 具体的な計画について伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②子どもの学習環境について	①こども議会の中で「図書館以外の学習できる場所をつくってほしい」との質問に対して、教育長から「公民館を区長さんに相談して使わせてもらうようお願いしてみたらどうか。」との答えであった。 例えば学校の図書館、町の図書館、文化センター内で学習できる環境を提供することはできないのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			②令和2年6月定例会一般質問にて、子供の学習塾が必要ではないかと質問した。 その時の町長答弁では「全国的に塾がない所がたくさんある。教育は教育委員会に任せて一生懸命やっていただくことが第一で、行政としては民間に任せるのが良い。」との答弁でした。 ご承知のとおり、世の中の動きが一変しているが、子どもの学習環境を整えることで、子育て環境の充実を図り、子育て世代の移住定住につなげ、魅力ある町づくりにつながると思われるが、如何か。	町 長 及 び 担 当 課 長

2	久村 昌司	①町道古中尾線の災害現場について	①令和2年豪雨災害で、町道古中尾線の一部が片側通行となっているが、どのような状況なのか。また、復旧工事はどうなるのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②災害の原因として、田植えが始まると用水路出口をせき止めなければならないので、用水路から溢れ出た水が道路を流れてきたのが一つの要因ではないかと思われる。 これまで雨量が多いときなどに、井堰を外しに行くことがあったが、暗渠が大きく危険であるため、手動の開閉式の井堰、若しくは公民館方面への取水口の改修はできないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③片側通行の区間は非常に狭く、下り方面ではカーブを過ぎてすぐに規制があるため、非常に危険である。新型コロナも落ち着き、帰省客があった場合などを考慮し、看板を設置することで、広く通りやすくしてほしいが、如何か。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②消防団員の処遇について	①令和2年豪雨災害等、大雨や台風における消防団員の出動が増加している。災害出動時の報酬・手当等の検討が必要と思うが、如何か。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②積載車に乗れず個人の車で現場出動を行うことがある。事故が来た場合は、どのような対応になるのか。 保障など必要ではないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③耕作放棄地対策について	①総務振興常任委員会では、パパイヤが生産性が高く鳥獣害被害に強いとのことで、先進地である玉名市に視察研修を実施した。また、認定農業者や農業委員等も同様に視察を行ったと聞いている。これを受け、今後どのような計画を考えているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

3	澤井 静代	①新型コロナウィルス感染症対策について	①ワクチンの2回目接種から原則8ヶ月経過で可能となる3回目の接種や交接種、またできるだけ期間を短くするなどの情報がある。 今後の町の取り組みを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②副反応に対する考えと、これまでの接種で副反応が強かった住民への安心感を3回目の接種に向けて、どのように伝えていくのか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③接種年齢が5歳から11歳へと拡大される動きもある。 子どもと保護者に対して不安感を取り除くため、丁寧な説明が必要と考えるが、町の動きを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②地域商社推進事業について	①地域商社推進事業については、主要施策の中で、令和3年度から令和5年度までの全体事業費が1億1,350万円で、令和3年度は3,000万円である。 現在の状況について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②令和3年度から地域おこし協力隊として活動している花枝隊員が、よもぎを使った飲み物を商品化に向けて取り組まれている、その商品名は“薬草岳”となるようです。 そこで、薬草岳周辺の整備に関する、町の考えを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③様々な商品づくりにチャレンジするために、町で加工施設を整備できないか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③タブレットの活用状況について	①国が推進するGIGAスクール構想により、令和3年度から本町では、1人1台のタブレット端末を活用しての教育が始まっています。 現在の活動実態について、伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			②学校運営協議会において、委員より、机が小さいのではないかと、この意見がありました。 今後の方針を伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、3名の方から質問通告を受けております。質問及び答弁時間は、1名につき、60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も、明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の、質問順番をお知らせします。1番、4番、本山真吾君、2番、7番、久村昌司君、3番、6番、澤井静代君の順番とします。

まず最初に、4番、本山真吾君の質問を許します。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 4番、本山真吾です。皆さん、おはようございます。2日目の一般質問、トップバッターということで頑張らせていただきますけれども、私は、なるべく皆さんに分かりやすいようにいつも考えちゃいるんですけれども、ときには熱くなったりいろいろあります。特に、今回のお話につきましては、私が議員である一つの目的というのが、やはり子供の教育に対することでありますので、ときにはちょっと熱くなるかもしれませんが、その辺は御配慮をしていただければと思います。

また、昨晚、いろいろ考えまして、過去の議事録を見て、過去、先輩方議員さんが、議員の先輩方がどのような経緯でどのようなお話をしたのかというのを、かなりの時間ちょっと見ました。非常に皆さん、過去においても魂のこもったこの津奈木町をよくしようという気持ちで、一般質問をされているんだというのが身に染みて分かっておりますので、どうかその辺も考えて、魂のこもった答弁をしていただければありがたいなと思うわけであります。

そういうことで、今日は通告書どおり、質問を随時していきますので、よろしくお願いをしますということで始めさせていただきたいと思います。

まず、1番、公民館のWi-Fi設置についてお聞きをしたいと思います。

先日の令和3年10月20日に行われた、こども議会の中で、学習用タブレットを使用するのに無料で使えるWi-Fi環境を整えてもらうことはできませんかとの中学生からの質問に対して、町全体に環境を整えるには莫大な予算がかかるため、地区の公民館にWi-Fiを設置して少人数による学習をするなどの方法があるとの町長からの答弁がありました。具体的な計画についてお伺いしたいと思うのですが、公民館にWi-Fiの設置は考えているのかお聞きしたいと

思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） こども議会で、要するに学習をする場所は設置できないかという趣旨の質問だったと思います。そこで、私は、例えば教育長がおっしゃった、公民館を利用する方法もありますよということで、それにまた例を例えて、公民館にW i — F iなどを設置する方法、それと各家庭にルーターとか、ポケットルーターですね、そういうのをお願いする方法もありますよということで答弁をしていると思います。

そこで、公民館を具体的な計画を伺いますということです。まだ、そこまで煮詰まっていませんし、今の状況では白紙の状態でございます。

○議長（川野 雄一君） 4 番、本山真吾君。

○議員（4 番 本山 真吾君） 公民館のW i — F iについては、ちょっと質問も大体中学生のほうからこども議会のときに質問がされたのが、2 番の質問がさきで、W i — F iの話は後だったですから、ちょっと、聞き方もちょっとおかしいといえおかしいかもしれないんですけども、順番が要するに。じゃあそのときは、もう公民館を利用をするのであれば学習環境を整えるということで公民館にW i — F iを設置もしくは貸し出すような形を考えておられるということだったということですか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） それは、例えばの話で、設置するとかそういうんじゃなくて、またそういうニーズとかあれば検討をしていく必要があるだろうと思いますし、家庭に対していろんなニーズが、こちらからお願いしますということに関しましては、教育課長が答えてくれるというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） 質問がW i — F iといえますか、学習環境の回答と思われましたので、町長に引き続き教育委員会からの回答をしたいと思います。

1 0 月 2 0 日のこども議会、町長答弁に、地区の公民館で学習する方法というのを回答されたかと思われます。あるいは、ネット環境のない家庭に対しましては環境を整えてもらうようお願いする方法という回答であったと、私は認識しております。

教育委員会としましては、後者につきまして計画を立てました。早速、各保護者に対しまして、再度、御自宅でのネット環境についてのアンケート実施を行ったところでございます。2 年前に一度して、その後に最近したということでございます。

また、アンケート結果によりまして、ネット環境が整備されていないと回答された御家庭に対しましては、本町のG I G AスクールサポーターからのポケットW i — F i等の提案を考えてお

ります。

また、早い段階での全児童、生徒による自宅でのオンライン授業の学習を、オンライン学習の実現を目指しております。

また、経済的にネット環境の整備にお困りの御家庭に対しましては、通信費の一部を補助できるよう、来年度に向けての予算要求というのを同時に行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4 番、本山真吾君。

○議員（4 番 本山 真吾君） この①の質問は、W i — F i 環境の設備についてなんで、本当はその学習環境とはちょっと離れたところになるんですけど、仮に公民館にW i — F i の設置をしていただけるという考えであれば、例えば、常設の場合だったら、防災面で役に立つことがあるんじゃないかとか、老人福祉の面でもいろいろなメリットもあるんじゃないかというような形を考えたわけです。

今回は、たまたま、こども議会の話の中でW i — F i の環境をどうにかしてくれという流れの中で公民館に一応W i — F i をする方法もあるんじゃないか、または個人個人に貸し出すようなこともできるんじゃないか。今の課長の答弁だったら、恐らく金額を補填するという考えですかね、だと今、私は取ったんですけども。確認したほうがよかですか。

いや、今、補助をするというような発言があったから、要するに、例えば、持っていない人に、例えば、モバイルルーターを貸し出す、貸し出したままというような状態になるのか、月額辺りで、リモートで勉強をしなければならないのにどうしても必要だということで、学習環境でなかったらそのときの分だけお金をやるというような考えなのか。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） ネット環境をつなぐという場合と様々な理由はあると思うんですね、各家庭の。例えば、経済的に理由があると答えた方には、おっしゃるとおり、こちらでW i — F i の本体自体、ポケットW i — F i 自体は貸出しの形もできるだろうし、あるいは、今現在、通信契約を各会社とした場合、そのW i — F i の本体自体はその会社から貸し出されるというのも多くございますので、そちらも提案できるんじゃないかと思うんですね。

問題なのは、やはり、言われるとおり、毎月の通信費になると思います。毎月の通信費に対して、経済的にちょっとお困りの家庭には一定額を補助できるかということを、まだ予算要求段階ですので決定ではございませんが、そのようなことを考えております。

○議長（川野 雄一君） 4 番、本山真吾君。

○議員（4 番 本山 真吾君） 一問一答方式で大体 1 つの質問に 3 つなんでどうなるかちゅうのはちょっとあれなんですけど。

○議長（川野 雄一君） いいですよ。議長の判断でとめたりします。

○議員（4 番 本山 真吾君） それでは、議長のお許しが出ましたので、遠慮なくさせていただきたいと思うんですが、質問の意図が、学習環境がこども議会で第1 番目に、齋藤君と確か伊藤君という子だったと思うんですけど、質問がありまして、その質問を私たちが議会で出す質問主意書の中に彼らがパワーポイント形式で事前に学習環境の設備についてということで資料をいただいています。こういうやつですね。その中で、家の中ではなかなか学習ができないからちゅう話から来ている。それと、W i — F i についてはW i — F i の、何ですか、持っていない人もいるからちゅうことなんで、その原因というのがコロナの原因でリモート教育が必要じゃないかちゅうような中で生きちやるわけです。もう既にコロナの騒動があって1 年と8 か月ぐらいになるとかな、まるまる。だから、今、中学校3 年生の子がこの前、こども議会で切実な思いで言ったということは、彼らが多分、中学校2 年になるときからの話じゃないですかねって私は思ったんですよ。

それで、その中で、W i — F i の環境はどうなんですか、これからまた、②で質問をしますけれども、学習環境を整えてもらうわけにはいきませんかという切実な質問があったということに、念押しして聞きたい。W i — F i 環境につきましては、私は、①は、公民館にもしつけることがあったら、多目的な目的があるよちゅうのと、多目的なことに使えるからいいなと思いますので、これは引き続き検討するということであるんですけども、中学生に対しては、早急にやっぱりW i — F i の貸出しの準備ができるように、やっぱりするべきじゃないかと思いますんで、その辺は、当初予算でとかじゃなくて、もう既に終わっとかんばいかんぐらいの話じゃなかかなと思うわけですよ。ですから、早急に予算化をするなり、そういう形にしていいただければよかったんじゃないかと思っております。そういうことです。

②、2 番目に行きます。子供の学習環境についてお伺いをしたいと思います。

同じく、こども議会の中で、図書館以外の学習できる場所をつくってほしいとの質問に対して、教育長から、公民館を区長さんに相談して使わせてもらうようお願いしてみたらどうかという答えがありました。いろいろ先ほども言いましたけれども、1 年半以上、コロナの中で制約があった中で学校生活を送ってきた今、中3 の子たちにしてみれば、受験を控えた状態では、本当切実な思いで訴えた、お願いをしたんじゃないかろうかと思うわけです。そのことにつきまして、答弁ちゅうか、貸す借りの関係でいえば、例えば、学校の図書館や文化センター内で学習ができる環境を貸し出すことは考えられなかったのかということを知りたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 本山議員にお答え致します。

私も子供たちの学習環境についての思いは同じでございます。先日のこども議会で公民館を区長さんに相談して使わせてもらえるようお願いしてみてもどうかと質問者に提案を致しました。それは、生徒たちの学習への意欲と自分たちの力で課題を解決していくという頼もしさに期待をしたいと思い、また別の面で言えば、皆さんの意欲をかうので、自分たちでやってみてくださいというふうに言いました。この意欲、やる気はとても大事にしたいものです。そこで、区長さんに相談した生徒がいるのかを学校に尋ねてみましたが、今のところ、相談した生徒はいませんでした。

ところで、議員は学校の図書館、文化センター内の学習ができる環境を貸し出すことはできないかというふうにお尋ねです。まず、学校の図書館は、学校の教育活動が行われている平日月曜から金曜は当然ですが、いつでも学習に利用できます。

質問の文面からだけでは分かりませんが、これ私の推測ですが、学校の図書館を休日や長期休業時にも使わせてほしいというようなことが含みにあるのだらうかなと思いました。この場合は、管理者の問題が出てきます。施設の管理、特に学校の施設管理はしっかりしておかないと、いろいろな問題を引き起こします。学校施設は校長の管理が及ぶ状況下での使用が前提ですので、長期休業中の学校の図書館の使用も校長の管理下であれば可能です。この場合は、事前に使用上のルールの確認が必要だと思いますが、土日、祝日に学校に図書館の管理をお願いすることはできません。また、その管理を今のところ第三者をお願いすることは考えておりません。

次に、文化センター内で学習ができる環境を貸し出すことはできないかとのことですが、文化センターは通常、一般の方々が教養を身につけるための研修の場であったり、多目的に活用できる施設ですので、いつでもその要望に応えるために申し込みができ、利用できる状態にしておく必要があります。ですから、いろいろな目的を持った使い方で利用してもらっております。

基本、この部屋は丸々が使うので使えませんが決まった対象者を想定して場所取りをしておくわけにはいかないのです。本町の文化センターが広く、たくさんの部屋があれば、その中の1室を通年、学習部屋として開放することもできるでしょうが、そのようなゆとりはありません。

町の図書館については、新型コロナ感染防止のために現在、入場制限、これは、入場人数と入場時間です、をかけている状況です。コロナが収束すればこれまでどおりの10人分ぐらいの学習コーナーが使えるようになります。

町内にほかにも施設がありますが、それぞれの目的を持った施設ですので、学習施設としての利用は難しいと思います。こども議会でも申しましたが、新たな施設をつくるにはそれなりの費用が必要ですので、そう簡単に施設の新設というわけにはいきません。と考えてくると、その点、各地区にある公民館は、地区民が身近に利用できる地区民のための施設ですので、利用する生徒も自宅に近く利用しやすいと考えますので、再度、公民館の利用を考えてみてほしいというふう

に思います。

公民館には勉強に必要な最低限度の環境はあると思います。生徒たちが区長さんにその利用をお願いすることは、とても意義ある積極的な社会行動だと思いますし、生徒にもできることではないだろうかと思っています。生徒だけではできないというのであれば、保護者の方と一緒にお願いをするということもあるかとは思いますが。

基本、学習は学校以外ではまず家庭で行うということが大切だと思います。そのためにも、それぞれの家庭で学習ができるように話し合ってみてはどうだろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 丁寧な御説明をしていただき、まことにありがとうございました。ただ、このこども議会の話になっていきますと、例えば、公民館が非常にその、この場合には適しているという考え方も分らんわけではないですが、それを頼みにいくのも一つの勉強だというのが、この受験を前にして切実な思いで訴えをしている子供たちに対して、私はちょっとこの場合は適さないんじゃないか。

恐らくこれだけ一般質問の中で私が何ぼ言っても、彼らの入試に関しましては、もうあと数えるぐらい。中には多分進路がもう既に決まっている人がいるかもしれませんが、真剣に自分の将来を考えてどうか勉強をできる環境を町にお願いしたいという気持ちを、やっぱり今回の場合にはくんであげたほうがよかったんじゃないかなと思います。

文化センターの使用目的につきましては、今の話ですと、中学生が利用するには、ちょっと目的からはずれておるといような話ではありますが、町の例規集で、文化センターの使用の条例等を見てみますと、町民の教養及び文化向上のための事業であるとか、町民の健康及び体力の増強に関する事業とか、その他、町長が文化センターの設置目的を達成するために必要と認める事業とか、そういうことで第3条のところに、次に掲げる事業を行うということで書いてあります。

このとき、一町民でもある津奈木中学校の生徒が文化センターを学習のために使うという行為は、私はおかしくないと思います。

それと、そもそものところで、子供たちが質問をした内容を見てみますと、勉強がなかなか思うようにはかどりません、図書館以外、町営の図書館以外で何かつくってもらえんかという話でした。

それで、教育委員会の裏手にあります、昔民舞伝習館を改良してから町立の図書館を今、つくってありますけれども、そもそもその図書館の管理運営といいますか、勉強ができるような体制なのか、受験勉強で本当に雰囲気を変えたりとか、もしくは集中してやりたいとかという子供たちのために、その図書館のそのためにというわけじゃなくて、図書館が本来、静かな環境で勉

強もできるというような機能を持っているのであれば、それがなかなか使う方にとっては、非常に使いにくい、騒がしいとか集中できないとかいう声も聞いております。

とすれば、文化センターを有効に活用する、特に学校が終わってから自習を、通常ならば家でするというのであれば、自習を家でするから、帰って御飯を食べます、お風呂に入ります、さあ勉強しましょうとしたときに、小さい弟や妹がいる家庭もあるでしょう。あるいは、親も一応気は使いますと思いますけれども、例えば、テレビで横でついている声が聞こえたりとかしたら、やはり集中して勉強ができないというのが、お願いの内容ではなかったのかと思うわけです。

ですから、解釈を変えるほどの問題でもないですので、文化センターの使用については、特に本人たちが文化センターでもいいというのであれば、今年度に限ってでもいいですから、勉強施設が本当に必要だったら、まず文化センターのことも検討に入れるぐらいの話もしてよかったんじゃないかなとは、私は思いました、正直申しましてですね。

そして、短期間、恐らくこの今中学校3年生が受験に向けて必死になってから勉強をしている環境づくりということで考えれば、一番短期間で効果がある方法になるのではないかと考えております。

文化センターの使用については、今、教育長の答弁では事業の趣旨から少しはずれておるといような形だったですけれども、実際、例えば一番奥の相談室になるんですかね、恐らく満杯に入って15名ほどだったと記憶をしておりますが、あの部屋辺りを勉強をしたい人はここでしなさいと、ただし10時まで、文化センターの規定だったら10時までだから10時までですよみたいな形で、教育委員会及び役場のほうから中学校側に逆に提案をするぐらいのことはできないもんなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 先ほどもちょっと申しましたが、文化センターというのは、いろんな今、使用の仕方があります。いろんな方から申し込みが、事前に申し込まれております。ですから、いろんなことを調整しながらその部屋を使ってもらって、もちろん日によっては、使用がないときも、それはございます。

しかし、前の一つの目的といいますか、そのために、その部屋をずっと、これはこの部屋ですよと、ための部屋ですよって、長くしておくわけには、やっぱり一般の方々、皆さんに御迷惑をおかけするということになります。

ですから、ここで私言っているのは、この部屋をということで固定されてしまうやり方、そのときそのときで、それは場所が空いている、空いているなら何も使う目的が今日はないからそれは使えますということと言えますけど、それを最初からずっとキープしておくっていうことは、なかなかやっぱりこの文化センターの性格上、できない、難しいんじゃないかなと思います。

先ほど、条例の話されましたけど、私もそれを見ておりますけど、一般の方に対してというのが、まず頭に来るんじゃないかなというふうに思っています。ですから、学校でも図書館というのは職員が管理下であれば使えるわけですし、その辺りは工夫ができるというふうに思いますし、図書館も今コロナがありますので、大体学校に何で図書館が、今の状況になっているかという、密になって感染が拡大しちゃいかんということでそういった規制をかけているわけですから、仮にその和室を、何人入るかちょっと分かりませんが、たくさんになれば、そういった、今後は逆にまたその心配をせんないかんわけですし、ですから、できれば、もし空いているというようなことであって、短期間であれば、それはもう可能かも分かりませんが、ここでは、やっぱりこう学習環境を補償するという立場で申しますと、やっぱりある程度の期間、そこをキープするということですので、それはなかなかやっぱり一般の方々にいろいろ申し込みがあったときに、やっぱりこうこうですから使えませんというわけにもまいりませんので、その辺も御理解いただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 文化センターの、結局何ちゅうんですか、中学生は町民ではないんですか、一般の人と何が違うんですかちゅうのが問題じゃないのかなっち思うわけですね。今、常時ちゅうことはできないけど、部屋が、例えば、玄関に入りますよね。すると、右側のほうに行きます、トイレがあって会議室が2部屋続き、この使用料金表を見ますと、研修室となっておりますけれども、2部屋分、その奥に相談室、今言った15人ほど多分入れるような部屋がある。そして、教養文化室、和室という名目で和室がございますね。

これ、開館をしているときにどのぐらいの利用率なんですか。その部屋だけ固定してくださいじゃなくて、私が言っているのは、緊急に、例えば施設をつくれと言っても、いつも、まずは予算の問題が絡みがある、じゃあ役場ちゅうか、行政の仕組みとしてから、新たなことをするには、それなりの期間を設けて議会を通して了承を得てというようなプロセスを積まないといけないということですが、文化センターをもし自由にといいますか、横文字は余り使いたくないですが、フレキシブルっていうんですかね、臨機応変な対応ができるようにしてあげれば、今困っている中学校3年生の子供たちの学習環境の貢献には十分なり得るんじゃないかと思っているわけであります。

恐らく何かあったときに、貸すちゅうたときに、中学生が貸してと言ったら貸せないちゅうことであれば、じゃあ、そんなに利用がされているのか。そもそもコロナのときに、余り、閉館のときは別ですよ、例えば、厳しい制約がかかって文化センター自体を閉館しますというようなときにはもちろん使えるあれはないですけども、今、少し世の中のコロナの数のほうが弱まって、今最後の追い込みじゃないですか。本当、家におってもできんというような、もし環境の子がお

ったら、町のそういう施設を一部開放するぐらいのことがあっても、私はいんじゃないかなと思うんですけども、その辺は重ねて言うような形になりますがどうでしょう。配慮していただけないでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 議員のおっしゃることは分かります。ですから、なかなかこれ子供たちはもともと学校という場所があって、そこを使うと、そして勉強する、そしていろんな、ほかにも施設があるからそれが利用可能であれば利用できると思います。

ですが、文化センターを、結果として、その日、そこが空くかもしれません。空いているかもしれません。けども、いつでも申込みできるということが一応前提としてあるわけですね。ですから、この部屋は今日空いていますよといっても、次誰か申し込んでこられるかもしれない、空いているなら使わせてくださいって言われるかもしれない。ですので、それはやっぱり恒常的にはなかなかそれは難しいというふうに思います。

私は、やっぱり子供たちが、確かに議員が言われるように、受験間近ですよって、そこを言われるならば、本当にそれはそうだと思いますし、だけど、一般的にはこの場合、こういった施設を使うことができないかって私は捉えましたので、そういった答え方をやっておりますけど。

なかなかやっぱり受ける側として、生涯学習班のほうでこちら受けておりますけども、なかなか先を見通して、どここの部屋を開けておくというのは、先ほど言ったように、これはなかなか難しい話です。たくさんが詰まってしまっている場合もありますし、ですから、それはもう臨機応変にということであれば、それはそれでも構わないとは思いますが、だから、今日はいいよ、今日はだめよということになるわけですね。

スクールバスなんかであそこで待っている子供たちもおるわけですね。その子供たちは、例えば、あそこのロビーでちょっとしたり、これはしていますからですね。ですから、そういったような、確定的な使い方でないならば、それはあるかもしれません。

そういったふうに、生徒が町民でないからと言われたら、ないっちゃ当然言えません。町民ですからですね。だけど、できれば、学校で勉強する、家庭で勉強する、昔の話をすると、昔は本当に家も狭くて、そういった中で苦労しながら弟、妹を負いながら、やはりやっていました、私たち。そういうことからすれば、いろんな考え方もできるんじゃないか、やってみようと思う気持ちがあれば、公民館でも僕は相談できるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ここで暫時休憩を致します。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 一問一答方式で大分質問が交差しておりますので、ちょっと2番についてまとめさせていただきたいと思います。

私の主張は、まず、今の答弁だと聞き捨てならないちゅうとあれなんですけど、中学生が町民の立場で勉強をしたいから文化センターの施設を使わせてくれ、だけど、それを管理する教育長側としたら、一般の人が後から言うかもしれんけん貸さんみたいな話になったら困るわけですよ、実際。私は、私の感覚で言ったら、例えば、今日の夕方4時から2時間、グループ3人ぐらいで勉強をしたいので文化センター空いていますか、空いてますよ、じゃあ貸してください。それ普通じゃないですか。それが、仮に2時間で6時までするというような話になったときに、5時から、ある団体の町民の方が貸してくれっち、その部屋ば言うたって断れますか、断れんじやないですか。だから、その分については、特に受験に対してのそういう切実な思いを感じとればですね、逆に御遠慮していただいて、この人たちはこっちの部屋でしていただくわけにはいけませんかぐらいの配慮があっても、私はいいんじゃないかぐらいの気持ちなんですよ。

そして、もうまとめますけれども、この条例の中には減免措置がありますよね。ですから、例えば、相談室がこの金額でいったら、基本料金が9時から17時までと17時から22時までというような形で、暖房費も含めてしています。でも、中学生が多分借りにいくときに、例えば、毎回500円ずつ手出しばせないかんとか、そういうふうになれば、ちょっとどうなるかなというところがあるものですから、ただにしろとは言いませんけれども、半額程度はいいよとか、そういう形で答弁をしてもらいたかったというのが本音でございます。

何せ、この話というのは、やっぱりこども議会であれだけやっぱり切実な気持ちで、純粋な気持ちで中学生も言ったわけですから、それに対して大人はきちんとやっぱりそれをくみ取ってすべきじゃなかったのかなというのが一番思いがあります。

これはもう一方的に要望みたいになってしまいますけれども、この質問、3つのうちの2番については、もうこれでまとめて、ぜひ受け取っていただければと思いますので、よろしくということをお願いをしておきます。

そして、2の2ですね、に移らせていただきたいと思います。

私が、令和2年6月定例会一般質問にて、子供の学習塾が必要ではないかと質問を致しました。そのときの町長答弁では、全国的に塾がない所がたくさんある、教育は教育委員会に任せて一生懸命やっていただくことが第一で、行政としては民間に任せることがよいという答弁をいただいております。

御承知のとおり、コロナ禍の影響の中、非常に世の中の動きが一変しております。子供の学習環境を整えることで、子育て環境の充実を図って、子育て世代の移住定住につなげ、魅力ある町づくりにつながると思われます。これはもう私の一番の主張みたいなところなんですけれども、現段階で町長はどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私は、津奈木町の子供たちが育ってくれる、自慢できるような子供が育つということに関しましては、町としてはいろんな予算をつけたいというふうに考えているところです。そこで答えたのが、教育委員会に非常に町としてやっていくことが大事だよと。それに対して、いろんな予算措置、それをつけていきたいというふうに、よそに負けない教育、それをしていただきたいということで、非常に、私が学校教育充実、学力向上のために、ある程度、やっていることを紹介をしたいというふうに思います。

中学校では夏季休暇、夏休み10日間を利用して県教委の助成を受けて、数学、英語を重点的に教育委員会から派遣された外部講師によって学習の支援を行っております。

また、ALTですね、平成27年度から2名体制として小学校、中学校の英語の授業である月1回、就学前である幼稚園、保育園での園生活の中で、生きた英語とともに子供たちのグローバルなコミュニケーション能力の向上を目指して、中学生全員に、そしてまた、英検受験の助成事業、これを絡めながら外国語の取得の向上を努めております。ALTも以前は1人やったんですけど、2名にして充実をしたということでございます。

また、各学校において、学級支援員の充実を図っておりますし、学校生活において不安のある児童生徒に対して、学習上のサポートを行ってっております。

また、今、非常にICT授業に関しましても、昨年度、整備しましたタブレット、これも近隣市町等に先がけて、家庭への持ち帰りの学習を実施し、有効かつ効果的に活用してもらっているところです。

手前みそになりますけれども、ほかの市町村、同規模ですね、教育の予算はその充実されている市町に聞いてみますと、かなり充実しているなということをちょっと伺っておりますので、以上、津奈木町でも教育委員会が大事にしながら学校教育をやっているということは、私もそのここで育ってきておりますので、それはもうよそに負けないようですね、教育はしたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 学校の教育の状態につきましては、日ごろから学校の運営委員にもなっておりますし、また、私自身も娘のときにPTAの役員をしておった関係にして、学校の先生、今中学校の校長先生の船場先生は私の1個上の先輩で、ようしてもらった先輩ですから、

割と気軽に話すこともあります、正直言って。それで、津奈木町の中学校についてはどうですかちゅう話をするんですけども、非常にありがたいと思っているということを頂いておりますし、また、手厚い政策をしてあるんだろうなというのが、私も認識はしております。

ただ、この前も質問のときに、移住定住の一環として、魅力あるまちづくりの一貫で子育て環境の充実をしてやったらいいんじゃないかということを申し上げました。

学校教育は学校教育でいいんですけど、その他のオプション的なものちゅうか、自学に関してもサポートをきっちりしているよというような、町ぐるみでやる方法がいいんじゃないかと、私は考えているわけであります。

裏づけをまず言いますけれども、ここに文部科学省の資料があります。隔年で子供の学習費調査ということが行われているそうです。多分、行われているんでしょう。その中で全国的な話なんですけれども、この調査の結果の概要というところで、家庭の子育てに関わる支出という中で、学習塾費という項目があります。結果、幼稚園、小学校、中学校、高等学校全日制ですね、の中でどのくらいの子が学習塾に今、通っていて、その金額はどのくらいなのかというのが出ております。

これは、例えば、今日はもう中学校に関してから言いますけれども、公立の中学校で全国で69.3%が何らかの形で学習塾を利用しているということになっております。そのときの年間の費用は、1人当たり平均額が29万3,000円、ちなみに私立の場合には逆に少し減りまして、60.3%の子がもう既に学習塾を利用しているような状態です。金額は少々減りまして25万4,000円が平均金額となっているそうです。それを踏まえて、全国の自治体では地方に住んでいる子が教育の格差をなるべく受けないようにどうにかしようということで、町営の塾であったり自治体が運営する塾等をされているところが多々見られます。その中で、前回の、昨年の6月の定例会で私が言った、学習塾が必要じゃないんですか、例えば、鹿児島県の肝付町で、肝付町未来寺子屋塾だったですかね、そういう形で、もう既に取り組んでいますよという話も致しました。

そして、ホームページ等をインターネットでまた申し訳ないんですけど、検索をすると、例えば、甲佐町でも同じような形であり、甲佐町の場合には、甲佐高校の存続も兼ねて甲佐高校に来る子、町民にはそういう手厚い学習支援をしようということでやっておられるみたいです。

また、ほかの市町村も調べていただければ分かることですが、相当な数のところが独自の政策を打って、魅力あるまちづくりを行っているような形であります。ここは、来年からの当初予算というか、町の運営に際しまして、子供たちに学習の機会を与え、地域間による教育の格差、ひいては、それがひょっとしたら大人になってからのその子の経済的な格差になるかもしれない、またこのことは強く訴えていただいて、意識を、情報を共有していただいて、まちぐるみで少し

勉強をしやすいような環境を整えるというような形に持っていくべきではないかと思っております。

Wi-Fi環境につきましても、持っている人と持っていない人がおる、いろいろな家庭の事情で進学を諦めたりとか、また本来は実力があってもその実力を発揮できないというようなことがあるのではないかと思いますし、実際あるのでしょう。ですが、うちの町では教育を通じてその子の人生を真剣に考えて、子育て環境を整えてどうか将来、立派な大人になって津奈木町、熊本県、地域のため、日本国のため頑張ってもらえるような人材になってほしいというような気持で、魂を込めてそういう政策をしていただくわけにはいかんでしょうか。

ここで止まってしまうと、言っぱなしなもので、まあこのことにつきまして、やっておりますという答弁だったですけども、より以上にやる意思はないのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 実際、私はやっておるというふうに思いますし、本山議員がおっしゃる、その塾ですね、塾は津奈木町はないから、じゃあやっていないかと、そういうことじゃなくて、私は、教育委員会第一にして一生懸命頑張っているところでございますし、また塾に関しましては、民間を利用してくださいということですけど、津奈木町にも民間の方が来て、いろいろそういう塾もされておりますので、自分の子供がどういう子供に育てたいのか、まず親が一番分かるというふうに思いますし、塾にやれば全てが全てよくなるかということもちょっと考えられないし、やはり、一生懸命やる人は、塾が行かなくても一生懸命できるんです。

塾があれば平均的によくて安心しますよという、何か気持ち的じゃなくて、ないならないで一生懸命頑張っていく人が日本を育てるというふうに思いますし、また医学部とか留学をしたいとか全国的に金がないから留学をしたいという人は、ちょっと1つ例がありますけど、お医者さんが金を持っているからそのメールをずっとして、私は留学したいから援助していただだけませんか、そういう子供たちもいるんですね。そして、そういう人たちが育ってくると、それが日本の将来を背負って立つという人がいらっしゃいます。

塾も色んな塾がありますし、塾によってもいろんな格差がありますから、子供たちをどこの塾にやったらいいのか、それは親の判断だろうというふうに思いますし、私としては、もう一生懸命、ほかに負けない教育をやっているつもりでございます。これからもどんどんやっていくつもりでございます。よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 時間も押していますので、もう本当最後のまとめみたいな形になるんですけど、要はその意見だったらやらないように聞こえるわけですね。そして、私がこの

前、言ったときもですけども、もはや教育委員会の話じゃなくて、子ども・子育てに関するところで、どのようにして子育て環境を整えるのかということに焦点を絞って、一つの手段で塾という方法もあるんじゃないですか、検討はしていただけますか、また学習環境を自由に、自習ができるようなスペースをつくるようなことを対外的にですね、津奈木町はこういうこともやっているよちゅうことで、移住定住につながる、非常にいいことではないかと思うわけでございます。

塾はいろいろありますけれども、文科省自体がその7割ぐらいの中学生が今、塾に通っているんですよという報告がある中で、何人津奈木町の今、中学生が塾に行っているか、また環境がそういう具合になっているのかと考えたときには、もう答えは一つですよ。

私は、はっきり言って、そういう自習ができるようなスペースを提供をしてやる、あるいは学習環境を整えるために塾という一つの手段も町自らがしても決しておかしくはないんじゃないのかなと思うわけです。

今度の補正予算、あるいは地域振興公社の話でも、本来その予算に使われるべきものが、そういう子育て環境の改善に使われれば、町民自体も喜ぶし、人口をとどめたりとか、魅力があつてよそから津奈木なら住んでみようかなちゅう人も来ると思うんですよ。

だから、そういうところも十分よう考えていただいて、これからの施策は行っていただきたいと思います。これもう節に願いますので、どうぞよろしくお願い致します。

これで私の今日の一般質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） ここで、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内の換気をするために暫時休憩を致します。11時から始めます。

午前10時55分休憩

午前11時00分再開

○議長（川野 雄一君） 次に、7番、久村昌司君の質問を許します。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 皆さん、おはようございます。7番、久村昌司です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次、質問をさせていただきます。

昨年の豪雨災害ですが、人吉、球磨、芦北町、津奈木町と甚大な被害を受けました。本年度は、台風災害もなく過ごせたことに安堵しています。現在、いたるところで復旧工事も進んでいますが、まだまだ終わりが見えない状況です。職員をはじめ復旧工事に携わっている関連会社の皆様には体に留意され、最後まで事故もなく復旧が完了することを願っています。

それでは、最初に、町道古中尾線の災害現場について質問を致します。

昨年の豪雨災害で現在、町道古中尾線です、古中尾公民館から約250メートルほど上がったところで、一部通行止めとなっております。現在、その状態、どのような状況なのか、また復旧工事等はどうなるのか伺いたいです。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

令和2年7月豪雨により、町道古中尾線に隣接する津奈木川の護岸が崩壊し、町道車道部の外側に一部クラックが生じております。しかし、町道古中尾線と津奈木川には直接的な被害が及んでいないため、土木施設災害復旧事業による復旧はできませんでした。今後の大雨等により、拡大被害の可能性を考慮し、一部片側通行規制を行い、町道に影響がないか、経過観察を行っております。

また、復旧工事はどうなるのかにつきましては、道路に影響を及ぼす恐れが確認できた場合は、工法を検討し、復旧を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 今後は状況を見ながら、現在のところは復旧の工事はないということで、状況を見ながら影響が出てきた場合は、作業を行うということで認識しました。

災害箇所場所に10メートルほどちょっと道路を上ったところに、町道横断している直径1メートルほどの暗渠があります。普段、雨が降ったとき、町道古中尾線沿いの用水路を流れてきた水はその暗渠へと流れ込んで芋川に排出されます。しかし、田植えが始まると、下川の田んぼに水を流すために用水路出口をその暗渠の入り口ですね、をせき止めなければなりません。そうすると、雨が降り、水量が多いときは排出しきれなくなり、結果、用水路からあふれ出た水が道路を流れてきます。それが、今回、災害を招いた一つの要因ではないかと思っております。

今まで私も何度か水が道路に流れているときに、雨の中、井堰をはずしにいったことがありますが、暗渠へ落ちそうになり非常に危険です。また、なかなか井堰もはずれません。そこで、手動式の、開閉式の井堰、もしくはその下手側の田んぼに取水口の改修などをどうかしてもらえんのか伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

現場を災害班長と参事と一緒に確認をさせていただきました。用水路からあふれて出た水が道路を流れ、被災箇所に流れてきたことが直接の原因とは考えておりません。町道の排水路施設と水田の用水路の機能を兼ねた水路があります。集中豪雨時に井堰のサブ板を取り外すのは大きい

暗渠があり、危険であるとのことなので、何らかの対策ができないか、地域受益者と一緒に検討をさせていただきたいと思います。なお、この水路に町道高峰線の排水路も流れておりますので、一緒に検討させていただきたいと思います。

なお、公民館方面での取水口の改修は用水路となりますので、水田の管理者のほうで対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 直接は、災害をもたらした原因ではないと、ただ、一つの要因ではあるとは、僕は思っています。非常にあそこはもうせき止めたら水がだんだん流れていきますので。それと、また災害箇所も見っていますが、河川でもない、道路の横でもないということは、その上からやっぱり水が流れてこないと、やっぱりその場所というのはなかなか崩れないんじゃないかと思っておりますので、その辺も考慮していただいて、やはりよりよい方向に結果を出していただければと思っております。よろしくお願い致します。

それで、先ほどの横断箇所なんですけど、次の質問に入ります。

現在、片側通行の区間は非常に道幅が狭いです。大型車がもうやっと通れるぐらいで、また、下り方面に走っていく場合、カーブを曲がってすぐ仮設の今ガードレールが置いてあるんですけど、曲がったらすぐガードレールが出てきますので、本当危ないと思います。

住民の方々はもう何か月もああいいう形で通っているわけですから慣れてきたと思うんですけど、今回、コロナも落ち着いて帰省客などがあった場合をやっぱり考慮して、今後の事故等起こらないことも願って、規制箇所の手前のほうに片側通行の標識を置くなど、またもう少し規制箇所を、もう少し広げていただくような処置はとられないのか、質問を致します。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

今後の大雨等のより拡大被害の可能性を考慮し、車両通行等の安全確保のため、仮設のガードレールを設置しております。災害発生から経過観察を実施していますが、今年の5月、8月の豪雨でも町道部分の町道部分のクラック等の被害拡大も確認されていませんで、仮設のガードレールは通行に支障のない位置まで移動し、片側通行を解消したいと思っております。

なお、看板は現在、片側通行の規制表示がありますので、そのままの設置で御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 災害箇所も大丈夫だということ、道路もクラックをまだ確認され

ていないところで、少しでも通やすくしていただければと思っております。

以上で、災害についての質問を終わりたいと思います。

次に、消防団員の処遇について質問をしていきます。

昨今、全国的に消防団員数は減少傾向にあり、津奈木町も例外ではありません。すわなち、火事などの災害現場には出動する人員が減っていくことで、数年後は分団の合併が必要になってくるんじゃないかと危惧しているところでございます。

また、最近では、消防団員の出動が増加しているように思いますし、また団員は会社勤めの人や自営業の方もおります。様々な職業に携わっております。出動時には仕事をやめて出動しなければなりません。

そこで、今回、消防団員の士気を高めるためにも、出動時の報酬、手当等の検討が今後、必要になってくるのではないかと思いますので、どう思っておられますか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

現在、消防団が火災や災害等で出動した場合の出動手当や報酬は支払ってはおりません。本年、消防庁のほうで、消防団の処遇改善に関する検討会を実施し、消防団入団者への減少への対策、また団員の士気向上や家族の理解を得るために報酬等の見直しを行うこととされました。

主な内容は、団員の年報酬の増額、出動報酬の創設、報酬を団員個人に支給すること、それから実施時期を令和4年4月1日とすることなどです。

町では、現在、この消防庁の検討結果を踏まえ、津奈木町消防団と協議を行っているところであり、議員御指摘の出動手当につきましては、来年度から支払う方向で、協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） そういう指令が出ているということで、今検討中ということで認識してもよろしいでしょうか。分かりました。

本当、団員の方も士気を高めるためのそういうのは、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。よい方向に進んでいければと思っております。

次に、消防団員が出動した際、積載車に乗れなくて個人の車で現場に行くことがあります。私たちもまだ消防団員に加入、団員として、火事があった場合、自分の車で行ったりとか、現場に行ったりとかすることがあるんですけど、現場に行って、交通事故など事故を起こした場合はどのような対応になるのか、またとっておられるのか。またなければ保障など必要ではないかと思っておりますけど、どうでしょう。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

現在、個人の車で出動した場合に、事故等が発生したときは個人の任意保険等で対応することとしております。なお、現在、本町が加入しております消防団員等公務災害補償等共済基金には、自動車等損害見舞金支給制度があり、最高で10万円の見舞金が支給されます。このほかの制度には、消防庁次長より、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車に生じた損害を賠償する共済の返しについての通知がございまして、令和2年度から開始されております。内容としましては、災害活動時に使用する団員個人所有自動車について、固有自動車に準じて共済の対象とするものでございます。

ただし、これを実施するに当たりましては、町と団員とで車両1台ごとに契約、賃貸契約をする必要があるということと、毎年、車両共済の写しを添付するという事になっております。また、保険料につきましては、車種によって異なりますが、普通車で3万8,000円から5万8,000円程度と、一般の車と変わらない掛金になっております。したがって、消防団員の定数は245名でございますので、仮にこの全員と契約するという事になりますと、年間、約930万円の掛金が必要となります。また、近隣の町村に伺いましてこの制度には加入していないという状況でございます。

まずは、有事の際に個人の車を使用している実態やその際、事故を起こした件数、その車でですね、などを調査して、この共済に加入したほうがいいのか、それとも町単独の制度をつくって、そちらで創設して対応したほうがいいのかというのを今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 1人の契約が必要になってくる、930万円ということで考えたら、莫大なお金がかかってくるんだなと思って。そしたら、何らかの形で、もし事故等があった場合、余り私も入って事故等あまり私も入って事故等あまり聞いたことはありませんけど、もし930万円を考えたら、していくよりも、仮にもし事故が起こった場合は町から見舞金なりそういうのを出してあげるよう、5万円、何十万円とは言いませんけど、保険のほうで10万円とか出てくるんだったら、例えば、5万、10万円も町からも何かあったときは出しますよぐらいのというのはできないのかなと思って質問をしました。いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 町の単独で5万円、10万円という金ですね。これにつきましては、先ほどもありましたとおり、御検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 7 番、久村昌司君。

○議員（7 番 久村 昌司君） その辺で検討していただいてから、前向きに検討していけるように、また、本当団員の方々がこれ以上減らないように、そういうのも願っていますと、やはり、いい環境で人員を確保するというのも一つの手だと思いますので、前向きに検討していただければと思っております。

それで、最後に、耕作放棄地対策についての質問に入りたいと思います。

総務振興常任委員会では、農林水産業の所得向上の方策についてを調査事件として掲げております。耕作放棄地に対する、どうにかできないかと模索していましたが、パパイヤがポリフェノールやビタミンC等が豊富で注目されていること、また鳥獣害に強く、手間がさほどかからないという話を聞いて、先月、当委員会と農林水産課の職員と一緒に、玉名のパパイヤ農園へ視察研修を実施致しました。

その後、認定農業者の方、また農業委員会の方も合同に視察を行ってきたと聞いておりますが、今後はどのような計画を立てておられるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

1 1 月 1 1 日に認定農業者連絡協議会の視察研修を農業委員も同行し、実施を致しております。参加者は認定農業者連絡協議会の会員 1 2 世帯の 1 4 名、農業委員が 3 名で合計 1 7 名です。青パパイヤの栽培方法や市場性等についての説明と現地の圃場を視察しております。

青パパイヤについては、簡単な庭園により栽培できる見込みで、病虫害等にも強いとのことでありましたので、ただ弱点としては、風に弱いのと水はけの良好な土地がいいとのことでした。また、1 本当たりの収量につきましては、約二、三十キロ程度の集荷が見込まれるというふうなことでありました。

視察に参加した人たちの感想と致しましては、実証栽培を計画した場合には栽培へ取り組んでみたいとの意見や主要作物としての位置づけより簡単な栽培方法で有害獣被害等にも強いと、耕作放棄地対策や高齢者の生きがい対策等への副業的な役割としての取組ではどうかというような意見もありました。

これらの意見を踏まえた上で、今後の計画としましては、実証栽培へ向けての検討を行っていきたいというふうに考えております。併せて、栽培方法や販路等についても検討を行っていく予定としております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 7 番、久村昌司君。

○議員（7 番 久村 昌司君） 実証栽培に向けて検討していきたいということですが、

パパイヤといいます、私が認識している限り、4月過ぎぐらいから植付けを行って始めると聞いています。来年度から取り組んでいくというふうに受け取って、それで取り組むなら、現段階で土地などを選択して土壌づくりなどの準備が必要ではないかと思いますが、当初の予算のほうにもやはりそういう計画とかを立てておられるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 事業計画については、今現在、令和4年度の当初予算の査定中でもありますので、詳細な内容については説明を控えさせていただきたいと思っております。計画自体は推進する方向での考え方で進めております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 前向きに実証栽培に向けて取り組んでいく予算づくりをしているということです。せっかく行ったのですから、何か一手を打って、いい対策に向けて、何かいいのができていけるように望んでおりますが、それは農林水産課としての今、立場で考えています。町長としての立場で今回、パパイヤということが出てきましたけど、どういう感じで受け止められておるか伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、農林水産課長が答弁したとおり、令和4年度の当初予算を今査定中、私のところまで来ておりませんが、うちが熱帯果実、アボカドとか、パパイヤもそうでしょうけど、そちらのほうを奨励しておりますので、パパイヤも非常にこうおもしろいなという感じが取組実証、それもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 町長もOKということなのですが、多分予算がすんなり通るんじゃないかと期待しておりますけど、取組にはちゃんとして、少しでも高齢者の方でもできるような、そして、所得向上でつながれるような品物ができていければと僕たちも思っておりますので、頑張って、これから取り組んでいければと思います。本当、スムーズにいつてもらえるように願っております。

以上で、本日の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、7番、久村昌司君の質問を終わります。

.....

○議長（川野 雄一君） 次に、6番、澤井静代君の質問を許します。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 6番、澤井静代です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次、質問を致します。

令和2年12月定例会の一般質問では、新型コロナウイルス感染症に7月の豪雨災害、当たり前の日常がいかにかに幸せであるか、実感させられる1年になりました。一日も早い終息と復興を願うばかりですの思いをお伝えして、質問に入りました。

豪雨災害の復興につきましては、徐々に進んでいますが、新型コロナウイルス感染症はまた新たな変異株であるオミクロン株の確認で日に日に感染者が確認される国と地域が広がり、不安を感じています。

ここで質問に入ります。1の新型コロナウイルス感染症についてです。

質問の要旨の①です。ワクチンの2回目接種から原則8か月経過で可能となる18歳以上を対象の3回目の接種や2回目接種までとは異なるワクチンを接種する交接種、また、2回目接種からできるだけ経過期間を短くするなどの情報がありますが、今後の町の取組について伺います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答え致します。

新型コロナワクチンの3回目の接種につきましては、議員申されるとおり、ワクチンの2回目接種から原則8か月経過で可能という国の指針を受けまして、医師会との協議を経て、現在、追加接種の薬事承認を受け、市町村に配分されておりますファイザー社製のワクチンにより、医療従事者が始まっております。

今後、病院での個別接種を主に、令和4年1月ごろから高齢者をはじめ一般の方への接種を進めていくこととなっております。

また、接種間隔の短縮については、まだ具体的な情報が示されておりませんが、交接種につきましては、昨日、武田／モデルナ社のワクチンも18歳以上を対象にした追加接種の薬事承認がなされております。今後市町村に配分されることとなっておりますので、ファイザー社製のワクチンと併せ、追加接種に使用することとなります。

配分後は2種類のワクチンにより接種を進めていくこととなります。初回、接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用する交接種となる場合もあります。これらの取扱いなどについては、現在、医師会、水俣市との協議を進めているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今、国から示されている部分をきちんと行動されているということでしたが、12月12日の日曜日の朝のテレビ番組で、3回目のワクチン接種に対して視聴者投票の呼びかけがありました。総数3万5,564人の投票結果が同種接種72%、交接種17%、接種を受けない11%でした。2回目までのワクチンの量としては、ファイザー9対モデルナ1が3回目ではファイザー6対モデルナ4ということで、需要と供給にずれがあるのかな

と感じています。ただ、モデルナのワクチンにつきましては、2回目までの量の半分でよいとかの情報もありますので、常に住民には安心感を届ける対応をお願いしたいと思います。

本町の3回目の接種は、接種券の発行の計画は1月から始まると認識してよろしいのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 議員申されるとおり、8か月を経過した段階での接種券の送付という形でつくっております。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） うちの町の場合は、スムーズにこれまでの接種予約いったのかなという思いでおりますが、規模が大きい自治体では、最初の予約をとるのが大変だったと聞いております。

今後もスムーズに予約が取れて、ちゃんと接種ができるといいなという思いでおりますが、そこで②の質問に入ります。質問の要旨に入ります前に、私自身2回目のワクチン接種後の副反応が強かったと思っていますし、周りにもいらっしゃいます。3回目は怖いよね、いやだよねの思いです。

そこで、質問ですが、副反応に対する考えと2回目までの接種で副反応が強かった住民への安心感を3回目の接種に向けて、どのように伝えていこうとされているのかを伺います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

副反応につきましては、当初より注射した部分の痛み、倦怠感、発熱などがあり、重大な副反応としましてはアナフィラキシーショック、心筋炎などの症状が出る可能性があると言われております。

これまでの管内の状況でも取りまとめたものはございませんけれども、話としましては、同様の軽微な症状の方が多くを占めてはおりますけれども、中には議員申されるとおり、強い症状が出た方の話も聞いております。

副反応が強かった人への安心感ということですが、こちら町として情報を持っているのはございませんで、厚生労働省のホームページなどに3回目に受ける接種の有効性や副反応に関する情報、交差接種などについても情報が掲載されております。

これまでもこのような国から示される正しい情報を正しく伝え、住民の方が理解され、接種につながるような取組を行ってまいりましたが、今後も同様に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 2回目接種までの本町への配分ワクチンはファイザーでしたので、ファイザー社製の新型コロナワクチン予防接種についての説明書が同封されておりまして、その中に、副反応についての注意書きもありました。それを読みますと、主な副反応はさつき課長が申されましたように、注射した部分の傷み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があり、また重大な副反応としてはショックやアナフィラキシーがあるということですね。

なお、本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医であるかかりつけ医に相談しましょうというふうに書いてありました。

また、予防接種健康保険被害救済制度についても書いてあり、予防接種では健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも予防接種法に基づく救済が受けられます。申請に必要となる手続などについては、住民票がある市町村に御相談くださいと記載されてはいますが、文字だらけの、何ていうんですか、説明書、それではなかなかその住民には届かないんじゃないかなという思いがありますので、何か工夫をしてインパクト、そういう工夫していただいて、続けていただけるようにしたらありがたいかなと思います。

ましては、これは強制ではありませんので、私の場合は、主治医と相談をしまして3回目は、もし強制でなければ受けなくていいんじゃないんですかというようなことになっております。

それでは、次に3の質問に入ります。

質問の要旨は、接種年齢が5歳から11歳と拡大されるという動きもある中、令和4年2月ごろから小児を対象とした接種の可能性があるようです。子供と保護者に対して不安感を取り除くため、丁寧な説明が必要ではと考えますが、町としてはどのような動きを考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

5歳から11歳のワクチン接種につきましては、ファイザー社製のワクチンにより、令和4年2月から開始することとの国の指針が示されております。今後、接種時期などと併せ、安全性などの情報が発信されると思いますので、こちらも国からの情報を確認し、正しく伝えることで保護者の理解を得られるように取り組んでいきたいと思っております。

また、進め方としましては、12歳に対象者が拡充されたときも、ある程度、その小児科医、これまで小児に接種の実績のあるところが主体となって接種を受け持っていていただいておりますので、今後もそういった取組になるかと思います。

不安感につきましては、やはり先生に確認していただくことが一番重要かと思っておりますので、そ

ちらのほうも広報していきたいと考えております。

○議長（川野 雄一君） 6 番、澤井静代君。

○議員（6 番 澤井 静代君） 課長の答弁では、子供さんや保護者が安心できるように、子供さんの場合は、普段からそのお子さんの健康状態を把握されているかかりつけ医、そういうところでの接種体制づくりを進めておられるということによろしいのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） これもまだ医師会との協議が必要になりますけれども、1 2 歳に拡充されたときも、やはり小児については経験のあるところで、経験のないところは手を挙げられてしまったら手を挙げられないという形になりますので、医師会の先生方の御理解のところで進めていきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 6 番、澤井静代君。

○議員（6 番 澤井 静代君） 子供接種の件につきましても、同じく 1 2 月 1 2 日の、これは新聞の記事でしたが、子供接種、揺れる親、副反応長期的影響が心配の見だしで記載がありました。新型コロナウイルス感染症は、まだまだ確立していないだけに、常に不安との戦いだと思えます。担当課は子供給付 1 0 万円の事業もあり、多忙な日々が続かれることと思いますが、健康管理に留意をされて職務を遂行していただきますようお願いして、一番目の質問を終わりたいと思います。

次に、2 の地域商社推進事業についてです。

まず 1 の質問の要旨ですが、地域商社事業については、主要施策の中で、令和 3 年度から令和 5 年度までの全体事業費が 1 億 1, 3 5 0 万円で、令和 3 年度は 3, 0 0 0 万円が計上されています。現在の状況について、伺います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

地域商社事業につきましては、令和 5 年度の地域商社の設立を目指しておりまして、本年度は地域商社の在り方検討や必要な調査を行うこととしております。具体的には、地域事業者を中心にしました約 2 0 名のワーキング会議を設置しておりまして、専門家の意見等を踏まえながら、これまで 4 回の検討会を開催したところです。

また、現在は事業者側の要望や考え方等をまとめておるところで、年度内には一定の方向性をお示ししたいと考えております。

また、これに合わせて、これまで取り組んでまいりました、小さくて強い産業づくり事業の後継事業と致しまして、町の統一した基準や考え方に基づきます地域商社ブランドの商品開発や販路拡大を支援するとともに、観光分野と連携しました旅行商品、サービスの創出にも取り組むこ

ととしております。

本年度は商品開発の公募事業としまして、9事業者に対しまして625万円、また販路拡大の公募事業にも町内4事業者159万9,000円の支援を決定したところです。そのほかにも町内で飲食店等で組織しますつなぎ食の振興協議会が行います食材を生かしました食のフェア、こういったものへの支援も取り組んでおります。

また、さらには、今後新型コロナの状況も見据えながらではありますが、つなぎ百貨堂を中心としたインターネット販売の強化事業ですとか都市圏でのセールスなども予定をしておるところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 私は、今年度の予算が3,000万円計上されていますので、こういう事業に使われるのかなとすごく興味を持っていました。いろんなところに補助金として出されているようですね。

最終目標の形といいますか、地域商社としての最終の形をどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 今、事業者と一緒にワーキング会議をやっておりますけれども、その中で組み立てを行っているところでございます。地域商社というのは、ものを売っていく、そして地域の経済政策につながっていくようなものになりますので、まずはそのものづくりをする事業者を巻き込んで、地域商社を盛り上げていきたいと考えておりますので、まだどういう方向性になるのかというのは、今後、年度内で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） それでは、これまで取り組んできた津奈木町小さくて強い産業づくりプロジェクトで生み出された商品ですね。これがもし分かっていたらお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） まだ商品がいくつできあがってどれだけ販売に乗せているかというのは、資料を持ち合わせていないので回答はできませんが、後ほど終わりましたからそれは御提供したいと思います。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 申し訳ございません。通告の中にもありませんでしたですね、すみません。でも、もう長く、津奈木町小さくて強い産業づくりプロジェクト、これ取り組んでき

たと思うものですから、そんな数は多くないのかなという思いでお聞きを致しました。失礼致しました。

今そういうふうにして、その動きをされている、その中で2の質問に入っていきますが、質問の要旨ですが、令和3年度から本町で地域おこし協力隊として活動されている花枝隊員が薬草岳を商品づくりのストーリーとしても活用できるのではとの活動の一つの糸口を見い出しておられたことを、同じ思いでいたものとしてすごく嬉しく感じました。

現在、ヨモギを使った飲み物を商品化に向け取り組まれていまして、商品名はヨモジンジャー、ヨモギとジンジャーを足してヨモジンジャーとなるようです。その薬草岳は、結局ストーリーとして活用していきたいということでした。

その商品化を目指していらっしゃいますが、今、昨日偶然持ってきていただきましたので、これが来年の1月にはちゃんとラベルもついて商品となるようです。これを津奈木町の町木、杉の木ですね、それをくり抜いてその中に入れて、それが箱になる形になるんですが、そういう思いでいらっしゃるようです。

このラベルにつきましても、山が書いてありまして、その下にちゃんと薬草岳と書いていますので、ヨモジンジャーとなっていますので、それで薬草岳周辺の整備に関する町の考えを伺えないかな、何かどうにかできないかなと思って、この質問を出しております。お願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 先ほど示していただきました薬草岳でつくるといえるのか、ストーリーの中でヨモジンジャーを売るというようなことだろうというふうに思いますが、現在のところ、この薬草岳周辺整備については、具体的には、今振興計画等とかそういうのはございませんが、以前、令和2年12月議会で、澤井議員が薬草岳の整備ということ、それに一般質問をされております。町の有志の方々が登山についてどういうふうな要望を持っておられるのか、例えば、町有林の伐採で見晴らしをよくするのかとか、町道、あるいは作業道、林道ですね、その補修をしていた、町がしてその整備等で登山しやすくするのか、そういう具体的な、ある程度の御要望っていいですか、それをしていただければ、町でできる範囲では支援をしていきたいというふうには答えをしております、回答をしておりますが、今のところ、そこまでしか、私としては具体的なことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 私としては、例えば、活性化推進委員会等の会議で、この薬草岳をどうにかしたいというその問題提起をしていただいて委員の意見をまとめたりとかしていただければありがたいかなと思っております。

議員の中にも、宮嶋議員と私も、もと活性化推進委員でございます。経験者でございますが、

そのときに、当時、ああでもない、こうでもないと意見を出し合ったものでした。そのときに、薬草岳じゃなくて、林道まで行った経験があります。今度、私も久し振りにその林道まで行ってみましたけど、本当に草木が生い茂ってしまっていて、どうにもできません。何か、記憶の中では1回草払いをしていただいたっていう記憶があるんですが、今はすごい状態になっております。

辻から薬草岳のほうに向かいますと、お茶畑がありますが、そのお茶畑はほんの一角だけがきれいに整備をされていましたが、あとは耕作放棄地になっていました。でも、ここに関しましては、芦北町在住の方が辻でお茶をつくりたいって思ってくださいの方がいらっしゃると聞いています。ここは、だから、今後期待ができるのかな、耕作放棄地が解消されるかもしれませんので、その先、先ほど言いましたように、林道、せめて林道は常に通れる状況であるぐらいにはしておいてほしいなと思っておりますので、そこはよろしく願いをしておきたいと思います。

続きまして、3の質問に入ります。

3の質問の要旨ですが、様々な商品づくりにチャレンジするために、加工施設を整備できないだろうかということです。

私自身としましては、新設の加工施設を望んでいるのではなくて、平国小跡、学校跡に利用して整備できると津奈木ファームなどでできた作物を使つての加工品づくり等につながらないかなという思いで、この通告を致しました。考えがないか伺います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

地域商社事業としましては、直接、町で加工場を整備するという計画はございませんけれども、町内事業者が行います加工場の新設や加工製造に必要な設備等の導入、こういう支援につきましては、津奈木町地域販売力強化設備等導入補助金というのを本年度から設けておりまして、地域商社事業の各種支援メニューと連動させながら、町内事業者の商品づくりの後押しはしたいと考えております。

先ほどもお話がありました花枝隊員につきましても、町のほうで地域商社の事業としまして、花枝隊員が行います薬草岳の地名を利用した薬草商品開発事業というのがございますけれども、こちらのほうに地域商社の推進協議会でも支援をすることで決定をしております。

平国小学校の利用につきましてですけれども、御存じのとおり、平国小学校は令和2年の豪雨災害で被害を受けまして、校舎の外壁の防水や塗装工事が半分のところで終了をしまして、今ストップをした状態です。現在は崩れたのり面の復旧工事が行われておるところです。

校舎の本体の整備計画といいますのは、また改めまして、令和4年から令和5年までに予定をしております。ただ、しかし、施設の利用を考えますと、それが終わってからとなりますと、相当後のほうに施設利用ずれ込んでしまいますので、政策企画課としましては、先に外部改修が終

了しております教室部分の利用、こちらのほうを今後、予定されております工事もございますので、そういう状況を見ながら、令和4年度中に施設利用の募集をかけられないかなということで考えております。

募集要項等は今後、作成してまいりますので、町の産業振興ですとか、加工施設等にも利用できるような制度設計をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 町としても多くの人を対象にしたそのつくりといいますか、そういうのを含んでいただけるということなんでしょうか。あくまでも、その個人だったり団体だったり、そういう人が申請をしてお願いをして自分たちでつくらないといけないんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 町のほうでは、外壁改修ですとか利用できるまでの箱は町のほうで準備を整えておりますけれども、あと中の施設利用につきましては、やはり、例えば空調が必要であったり電気が必要であったりですとか、それぞれ様々な設備の導入ですとか中の使い方によって違いますものですから、そこは、先ほど言いました、地域販売力強化設備等導入補助金、こういったものを活用して、使いたいものの必要な工事ですとか製造機器ですとか、そういったものには支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） やっぱり津奈木町の現状を考えていきますと、人材育成、それがやっぱり必要ですね。何か、やっぱりやる気がある人がたくさんいないと町は変わっていかないのかなという思いではあります。いい町っていうのは、自分の町が好きだという人がたくさんいるというふうによく聞きます。だから、どのようにして人材育成につなげていくのか、それも今後の一つの課題なのかなって切実に感じながら、私、やる気はあっても年を重ねていきますので、もうそんなに動ける年齢でもなくなっているのが、ひとつ自分自身のショックでもあります、これは現実ですので、若い人にやる気を持ってその津奈木町を支えていただくような、何かそういう取組、人材育成をと今、考えながら聞いておりました。

それでは、続きまして、3の質問に移っていききたいと思います。

次に、3のタブレット活用状況についてです。

津奈木中学校の学校運営協議会委員の一人として授業参観や学校へ出かける機会をいただいております。1の質問の要旨ですが、国が推進するGIGAスクール構想により、令和3年度から本町では、1人1台のタブレット端末を活用しての教育が始まっています。現在の活用、活動実

態について伺います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） それでは、お答え致します。

活動実態ですが、G I G Aスクール構想としまして、昨年度、子供たちに1人1台のタブレット端末を貸与、各学校内に通信ネットワーク環境の構築、教室に電子黒板の設置など、ハード面の整備を完了致しました。今年度になりますと、教室間のつくりの違いもありまして、利用頻度の高いクラス、高い教科もあれば、低いクラス、低い教科もあるという場合もございましたが、先生方と本町が契約しておりますG I G Aスクールサポーターとのタブレット活用の研修を重ねながら、現在では小学校低学年が週に1回程度、高学年になりますと週5日程度、ほぼ毎日ですね、使用頻度が上がりました。ドリル学習、インターネット検索、電子黒板とタブレット端末の接続による授業などに活用しております。

中学校につきましては、全学年、ほぼ毎日活用しておりまして、授業だけでなく、朝の会では、担任から生徒への連絡手段としての幅広い利用を現在、行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今、状況を御説明いただきましたが、普段、教育委員会としてどのような形でその活用状況を把握されているのか、またその教員ごとの授業数や子供たちが取り組んだ宿題の回数を記録するようなその管理票の運用、そういうのはないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） この実態の把握の仕方ですが、学校訪問等もありまして、その中で自分たちの目で見ながらその実態を把握するとともに月に1回、校長会等がありまして、そこで情報交換等を行っております。

また、研修等には教育委員会からも誰か出向きまして、この実態については把握しながら、今後、どのような計画を立てていくかということもみんなで協議しながらやっていきます。

すみません、ちょっと後半がちょっと分からなかったんですね。

○議員（6番 澤井 静代君） 先生たちの授業数とその勤務自体の、子供たちの宿題を、そういう大変管理票のような基本的なものを作成してされていないんですかっていう質問です。

○教育課長（岡松 辰哉君） すみません。

そのような定期的な提出というのはもらっておりませんが、G I G Aスクールというのは非常に今、熊本県、全国的にも非常に推進されておりまして、県からの調査というのも非常にきます。そういう中で、各学校から上がってきた提出物、あるいは調査によってこちらが把握していくと、そういうことを行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6 番、澤井静代君。

○議員（6 番 澤井 静代君） 先ほどもちょっと出てきましたが、I C Tの支援員、アドバイザーでいいのでしょうか、当初予算においてI C T情報機器活用促進委託料小中学校各66万円が計上されています。その当初予算の説明のときは、水俣市のアスクシステム中村さんですか、に委託をされているということでしたが、その常駐月2回の半日で月5万5,000円の12か月というふうに、私はメモっているんですが、月に2回、これで学校としては何も支障は現在のところは何も出てきていませんか。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） G I G Aスクールサポーター、澤井議員おっしゃるとおり、月2回、3時間以上の学校での作業というのを契約しております。

当初、学校内ではI C 機器というのが増えておりまして、操作の取得、I C Tを活用した授業研究、機器の設置、準備、そのような新たな業務というのが非常に発生してきております。そのような業務を円滑的に進めるために、各学校に配置しているのがG I G Aスクールサポーターだと私は認識しております。

月2回の3時間ぐらいの体制で大丈夫なのかということではありますが、非常に学校からは好評を得ております。また、臨時的にも、他県になりますが、学校から貸与されましたタブレット端末を他人に成りすまして、ほかの友達の悪口を書き込むなどのいじめも確認されております。

本町では、G I G Aスクールサポーターによりまして、他人から推測されにくいI Dやパスワードを設置、そしてまた管理、このような助言をいただきまして、サポーターの方を活用していただいているということでございます。

そのような活動内容でございます。

○議長（川野 雄一君） 6 番、澤井静代君。

○議員（6 番 澤井 静代君） 今、サポーターについても御説明をいただきました。私、それで足りているのかなって、まだ日にちを2日を8日するとか、そういう要望はないのかなという思いでお聞きをしたところでしたが、学校からはすごくありがたがってくださっているという、スムーズにいつているようですので、2の質問に入ります。

今回の補正予算でタブレット端末持ち帰り用充電器小学校74万4,000円、中学校42万4,000円が可決されました。タブレット使用において、また一つ充実することになります。

今回の質問の要旨は、学校運営協議会において、委員より、中学生ですね、机が小さいのではないかとの意見がありましたので、今後の課題として提起を致しましたが、今後の方針を伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） 澤井議員におかれまして、運営協議会の活動、大変お世話になっております。このような情報というのは、なかなか入ってこないものですから、非常にありがたいなと思っております。

机の上でしたら、従来でしたら教科書がありノートがあり筆箱がありました。今回、ＩＣＴ環境の整備によりましてタブレット端末がその上に追加されたということで、子供たちも非常に狭く感じていると思っております。我々も学校訪問をしたときに狭いんじゃないかというのは感じております。

今後、教科書というのはデジタル教科書になり、ノートにつきましても電子黒板からタブレットに授業の内容が転送されていきますので、ノートが要らない授業も出てくるかと思っております。そのようにして、机の上というのは徐々に整理されていくものと思っております。

しかしながら、各学校ともＧＩＧＡスクール構想が始まり、時間がそうたっておりませんので、このような状態が続くことも推測されます。

ほかの市町村では、今の使用の机に附属するだけで机の上が広がる延長テーブルというのを導入している学校もございます。しかしながら、机が広がりますと生徒同士の感覚が狭くなるというデメリットもございます。先生方が授業中、生徒の机の間を巡回する、机間巡視という言葉らしいですが、非常にやりにくいという声も先生方から聞かれますので、今後の方針としましては、現場の先生方とよく協議をしながら行っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川野 雄一君） ６番、澤井静代君。

○議員（６番 澤井 静代君） そうですね、現場と相談しながらと言っていましたので、確かに中学校に先日行きましたときにも、もう置けなくて下、床に教科書とか置いている生徒とかもいます。個人的には、余りお勉強の道具を、家でこたつで勉強するときは横に置いたりしていましたが、高さがあるところで下に置くというのは、個人的には好きでないし、あっと思っていたら、ほかの委員さんから机が狭いんじゃないですかという話もありましたので、皆さんも一緒だったんだなという思いで、今回上げさせていただきました。

そのときに、私が伝えましたのは、小学校においては、最近、机変わったばかりなんですっていうお話もしました。予算が伴うことですので簡単にはいかないでしょうけど、何か有効な形があれば、現場の要望を尋ねながら応えていただければと思います。

まとめに入ります。熊本市で生活する孫が来春から小学校１年生になります。タブレットを活用しての勉強、様子を話題にできることや、私の先生になってくれるんじゃないかなって楽しみにしております。また、芦北町の湯浦小に通う３年生の甥の子供に、タブレットを使うときに机

が狭いと思うことないと尋ねましたら、タブレットのときは教科書を使わないからとの返事でした。

それから、今回の一般質問のために情報収集で津奈木町史を開いてみました。期待した情報の記載はありませんでしたが、第12章の昔話に出会いました。これはすごく楽しみが増えました。

最後に、樋口恵子さんの「老いの福袋」、この本を皆様にお薦めをしまして終わりたいと思います。この本には、高齢化社会における住民サービスのアイデアが詰まっていると思いましたので、もし時間があられる方は一読していただければ、何かのアイデアにつながるんじゃないかなと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、6番、澤井静代君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第3. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第4. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） 日程第2から日程第4までの、各委員長からの閉会中の継続調査の件3件を、一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2から日程第4までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第2、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第3、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第4、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2から日程第4までは、各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午後0時06分休憩

午後0時06分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいま、お手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 議案第52号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 追加日程第1、議案第52号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第52号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。民生費の児童措置費で、当初国において子育て世帯への特別給付金を年内に1人当たり5万円給付し、その後、5万円のクーポン券を配布する旨の方針が示されておりましたが、昨今、国の方針転換により10万円を全額現金で支給することが認められたため、町民の利便性等を考慮し、本町においては残りの5万円についても現金で支給することとし、そのための費用をそれぞれ計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。国庫支出金の民生費国庫補助金で、子育て世代への臨時特別給付金の給付に係る補助金を計上致しております。歳入歳出補正総額は3,190万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,050万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 昨日、一般質問で申し上げましたけれども、今回の給付金については5万円のクーポンが基本ということでありました。今回、現金に変更ということであります。

昨日、一般質問で聞きましたところ、15歳以下の子供たちについては12月6日に案内を行い24日に支給をするということでございました。今回の補正、併せて一括支給、10万円の一括支給というのはできないのかお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 一括支給、あるいはこの5万円、5万円、あるいは5万円とクーポン、

3つの国の指針がございましたので、町としては、昨日の一般質問で新立議員の質問に答えたとおり、12月中に5万円、そして来年の1月早い時期に5万円を支給するという事に決定を致しております。よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） もう一点、お伺いしたいと思います。

所得制限についてですけれども、昨日の一般質問では、対象者が2名いるということでありました。2名ならば20万円ですね、ということになりますので、所得制限をはずして支給等できないのかお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 昨日、2名ということで私お答えしておりますが、私の質問の捉え方がちょっと間違っていましたところがあるかと、対象者として、所得制限を受ける対象者、保護者が2名というところでございまして、実際に児童ということになりますと2世帯、7名という形になります。訂正させていただきます。

また、この人数につきましては、児童手当対象者の特別給付の把握できる範囲内、また、役場内の町職員の内容で把握した人数でございます。ですので、その他の公務員などの所得の高い方につきましては、その所得制限等の把握が漏れている場合もございますので、現在、把握している、私たちが把握している2世帯7名というのは、児童世帯の対象者及び町職員での把握という形で御理解いただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 一括の質問はいいんですか。

暫時休憩致します。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 補正予算でお願いしたのは、国の方針のとおりで組んでおりますので、今、町独自の財源でやるということは、これには載せておりません。基本的には国の方針、いろいろ国からもらって、国に援助していただいておりますので、私としては国の方針に従いたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。

これで、令和3年第4回津奈木町議会定例会を閉会します。

午後0時16分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。
町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、令和3年度補正予算をはじめ、条例等の全議案について御議決、または御同意を賜り、誠にありがとうございました。

会期中、補正予算や条例の審議、または一般質問等で、御指摘、御指導いただきました事項につきましては、今後活かしてまいりたいというふうに思います。

さて、令和3年もあと数日で終わりを迎えようとしております。本年は、1月のアメリカ大統領の交代劇に始まり、コロナ禍の中での東京オリンピック・パラリンピック開催、町長選挙、衆議院選挙、岸田内閣の発足、金子大臣の誕生など、多くの出来事がありました。幸い本町では、本年は大雨や台風の影響も少なく、昨年のような大きな災害もない、静かな1年となりました。

ただ、日本列島ではトカラ列島の群発地震をはじめ、震度4以上の大きな地震が、各地で続いており、巨大地震が、また、どこかで起きるのではないかと心配をしています。被災の経験から、日頃からの災害に対する高い意識を持ち、定期的な訓練等も続けていかなければならないと、再認識しているところでございます。

さて、今月1日に、愛子内親王が二十歳の誕生日を迎えられ、成年皇族となりました。写真等拝見しますと、気品と優しさがあふれており、素晴らしい女性に成長されたなど、大変嬉しく思うところでございます。

来月3日には、恒例の成人式が、本町でも開催されます。コロナの感染状況も減少しているところから、通常の式となる模様でございます。新たに成人となられる45名の皆さんとお祝いできますことを、今からとても楽しみにしています。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、年末にかけ大変お忙しい日々をお過ごしになるかと思います。どうか、風邪などひかれないよう、御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和3年第4回定例会におきまして上程されました案件につきましては、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励のたまものと、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、全国並びに県内において感染確認が減少していることから、様々な制限も少しずつではありますが解除されている状況であります。しかしながら、これから年の瀬を迎えるにあたり、年末の帰省客等が見込まれることや、国が進める3回目の接種、並びに5歳から11歳までのワクチン接種など、計画的に進める必要があります。万全の対策を講じていただきたいと考えます。

令和2年7月豪雨災害は、町内各所で復旧復興が目に見えて取り組まれているものと感じられるようになりました。住民の理解を得ながら、優先順位をもって、引き続き計画的に取り組んでいただきたいものであります。

町執行部におかれましては、次年度の予算の編成に当たられる時期であります。限られた予算の中、災害対応等により歳出が膨らむ傾向にあり、財政圧迫も懸念されるところではありますが、町長が掲げる主要施策を着実に実行することが、住民が健やかに暮らすことができる町づくりにつながるものと確信をしておりますので、町長を先頭に、職員一丸となって、町政発展のため、鋭意御努力いただきたいと思います。

議会としましても、行政と一体となって、住民全体の福祉の向上、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害からの早期の復旧・復興に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存でございます。

年の瀬も迫り、寒さも一段と厳しくなっております。議員、また執行部各位におかれましては、健康管理に十分留意され、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶と致します。どうも御苦労さまでございました。

午後0時22分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 宮嶋 弘行

署名議員 本山 真吾